

別紙 1-2-4-2-2

系統として機能、性能を達成する設備

(放射性廃棄物の廃棄施設

液体廃棄物の廃棄施設

低レベル廃液処理設備)

1. 概要
2. 要求される機能, 性能と主流路の考え方
  - (1) 要求される機能、性能について
  - (2) 低レベル廃液処理設備に係る主流路の考え方
  - (3) 主配管名称の設定の考え方
  - (4) 留意事項
3. 要求される耐震クラスの考え方
4. 抽出結果

添付1：別紙2 機能要求②抜粋（低レベル廃液処理設備）

- (1) 第10条：閉じ込めの機能
- (2) 第24条：廃棄施設

添付2：申請対象設備リスト（低レベル廃液処理設備）

添付3：申請対象設備抽出結果（低レベル廃液処理設備）

- (1) 第1低レベル廃液処理系
- (2) 第2低レベル廃液処理系
- (3) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系
- (4) 油分除去系
- (5) 海洋放出管理系

## 1. 概要

本資料は、共通09 補足説明資料 別紙「各条における申請対象設備」にて整理した系統として機能、性能を達成する設備について、設計図書等に対して色塗りを行い、安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出したものを示すものである。

## 2. 要求される機能、性能と主流路の考え方

### (1) 要求される機能、性能について

放射性廃棄物の廃棄施設 液体廃棄物の廃棄施設 低レベル廃液処理設備の第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、洗濯廃液処理系、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系、油分除去系、海洋放出管理系（以下、「低レベル廃液処理設備」という。）に要求される機能、性能のうち、系統として達成する機能、性能は、以下のとおりであり、要求される機能、性能を踏まえて、低レベル廃液処理設備の設計図書等の系統図を色塗りし、機能が要求される対象範囲や対象機器を抽出する。

低レベル廃液処理設備に係る機能要求②が要求される条文の「別紙2 抜粋版」を「添付1」及び「別紙1-1-40（共通09 別紙2 一覧）」に示す。

### a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能

#### (a) 第24条：廃棄施設

##### i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】

#### (b) 第10条：閉じ込めの機能

##### i. 【室等の漏えい拡大防止】

##### ii. 【放射性物質の保持機能】※

※「ii. 【放射性物質の保持機能】」は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】」に含む。

## (2) 低レベル廃液処理設備に係る主流路の考え方

基本設計方針の要求を踏まえ、低レベル廃液処理設備に係る主流路を設定する。

低レベル廃液処理設備に係る機能、性能について、「2. (1) 要求される機能、性能について」に示した「a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能」の系統機能毎に事業変更許可申請書における系統概要図等を用いて機能全体に係る系統構成及び主流路となる範囲を示す。

低レベル廃液処理設備に係る機能、性能及び主流路の特定にあたっては、機能、性能及び主流路の基本となる「第24条：廃棄施設」に着目してその範囲を特定した上で、当該設備に関連する「第10条：閉じ込めの機能」に関する範囲を特定する。

a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能

(a) 第24条：廃棄施設

i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】

(i) 第1低レベル廃液処理系

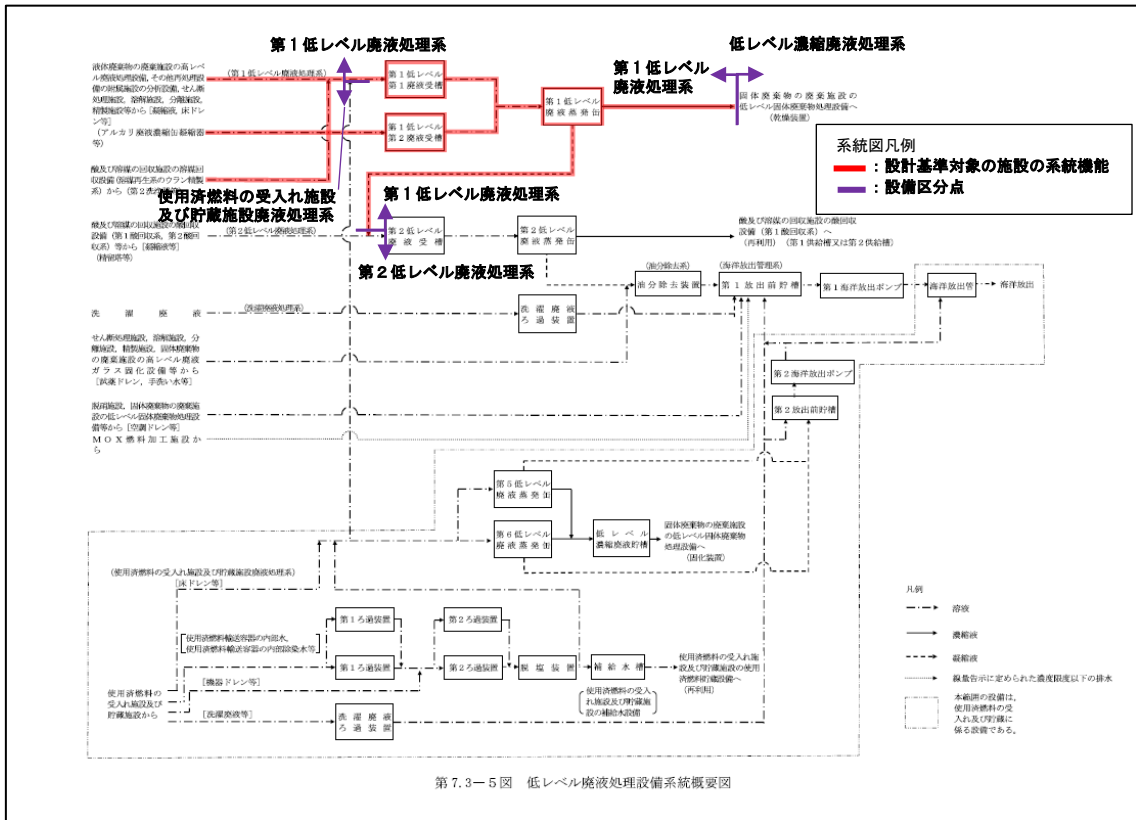
第1低レベル廃液処理系は、各建屋からの低レベル廃液を受け入れ、第1低レベル廃液蒸発缶で蒸発濃縮するための設備である。

【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】に係る第1低レベル廃液処理系の範囲は、低レベル廃液の払い出し及び受入れを行う各建屋の廃液払出貯槽、第1低レベル第1廃液受槽、第1低レベル第2廃液受槽、蒸発処理を行う第1低レベル廃液蒸発缶、これらをつなぐ配管並びに蒸発処理後の排水を第2低レベル廃液処理系の第2低レベル廃液受槽及び放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄施設 低レベル固体廃棄物処理設備 低レベル濃縮廃液処理系（以下、「低レベル濃縮廃液処理系」という。）の乾燥装置へ移送する系統を主流路に設定する。

以下に主流路の範囲を示す。（第2-1図参照）

- 各建屋の廃液払出貯槽、第1低レベル第1廃液受槽、第1低レベル第2廃液受槽、第1低レベル廃液蒸発缶及びこれらをつなぐ配管
- 第1低レベル廃液蒸発缶の蒸発処理後の排水のため、第1低レベル廃液蒸発缶から第2低レベル廃液処理系の第2低レベル廃液受槽及び低レベル濃縮廃液処理系の乾燥装置までをつなぐ配管

主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】 (i) 第1低レベル廃液処理系」に示す。



第2-1図 低レベル廃液処理設備 第1低レベル廃液処理系 系統概要図  
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.3-5図抜粋)

(ii) 第2低レベル廃液処理系

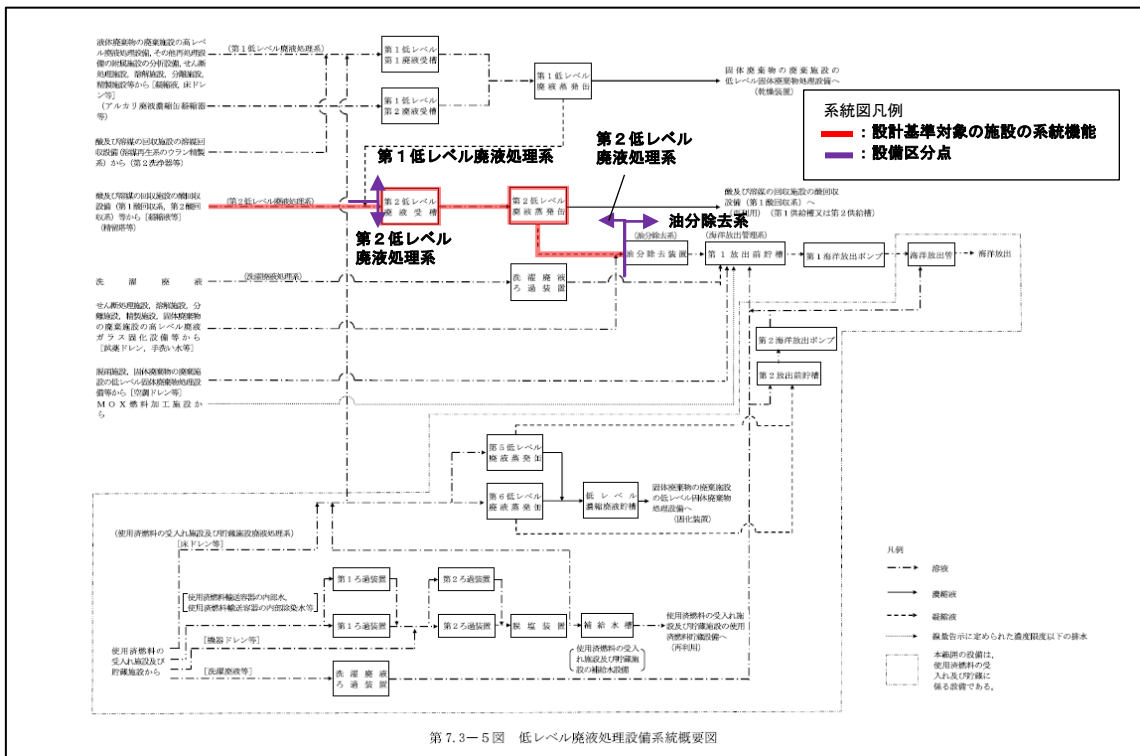
第2低レベル廃液処理系は、第1低レベル廃液処理系で処理された低レベル廃液及び各建屋からの低レベル廃液を受け入れ、第2低レベル廃液蒸発缶で蒸発濃縮するための設備である。

【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】に係る第2低レベル廃液処理系の範囲は、低レベル廃液の払い出し及び受入れを行う各建屋の廃液払出貯槽、第2低レベル廃液受槽、蒸発処理を行う第2低レベル廃液蒸発缶、これらをつなぐ配管及び蒸発処理後の排水を油分除去系の油分除去装置へ移送する系統を主流路に設定する。

以下に主流路の範囲を示す。(第2-2図参照)

- 各建屋の廃液払出貯槽、第2低レベル廃液受槽、第2低レベル廃液蒸発缶及びこれらをつなぐ配管
- 第2低レベル廃液蒸発缶の蒸発処理後の排水のため、第2低レベル廃液蒸発缶から油分除去系の油分除去装置までをつなぐ配管

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】 (ii) 第2低レベル廃液処理系」に示す。



第2-2図 低レベル廃液処理設備 第2低レベル廃液処理系 系統概要図  
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.3-5図抜粋)



(iii) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設で発生する低レベル廃液を処理するための設備である。

【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】に係る使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の範囲は、使用済燃料輸送容器の内部水及び除染水等の低レベル廃液の貯留を行う貯槽、浄化及び脱塩処理を行う第1ろ過装置、第2ろ過装置及び脱塩装置、処理後の排水を蒸発処理するための第5低レベル廃液蒸発缶及び第6低レベル廃液蒸発缶、低レベル濃縮廃液貯槽及びこれらをつなぐ配管並びに処理後の低レベル廃液を海洋放出管理系及び低レベル濃縮廃液処理系の固化装置へ移送する系統を主流路に設定する。

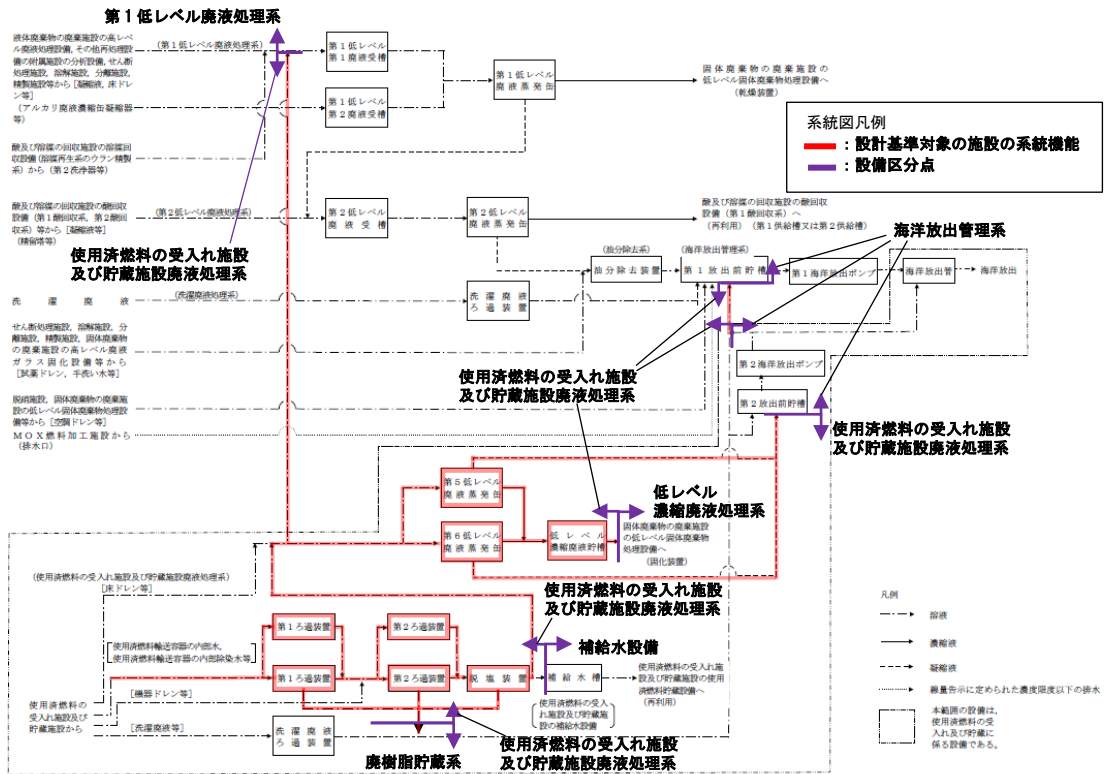
また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の低レベル廃液を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系から第1低レベル廃液処理系の第1低レベル第1廃液受槽へ移送する系統も主流路に設定する。

さらに、第1ろ過装置、第2ろ過装置及び脱塩装置で発生した廃樹脂及び廃スラッジを貯蔵するための、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系から放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄施設 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（以下、「低レベル固体廃棄物貯蔵設備」という。）へ移送する系統も主流路に設定する。

以下に主流路の範囲を示す。（第2－3図参照）

- 低レベル廃液の貯留を行う貯槽、第1ろ過装置、第2ろ過装置、脱塩装置、第5低レベル廃液蒸発缶、第6低レベル廃液蒸発缶、低レベル濃縮廃液貯槽及びこれらをつなぐ配管
- 低レベル廃液の処理後の排水のため、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系から海洋放出管理系及び低レベル濃縮廃液処理系の固化装置までをつなぐ配管
- 低レベル廃液を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系から第1低レベル廃液処理系の第1低レベル廃液第1受槽へ移送する配管
- 第1ろ過装置、第2ろ過装置及び脱塩装置で発生した廃樹脂及び廃スラッジを使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系から低レベル固体廃棄物貯蔵設備へ移送する配管

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】 (iii) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系」に示す。



第7.3-5図 低レベル廃液処理設備系統概要図

第2-3図 低レベル廃液処理設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 系統概要図

(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.3-5図抜粋)

(iv) 油分除去系

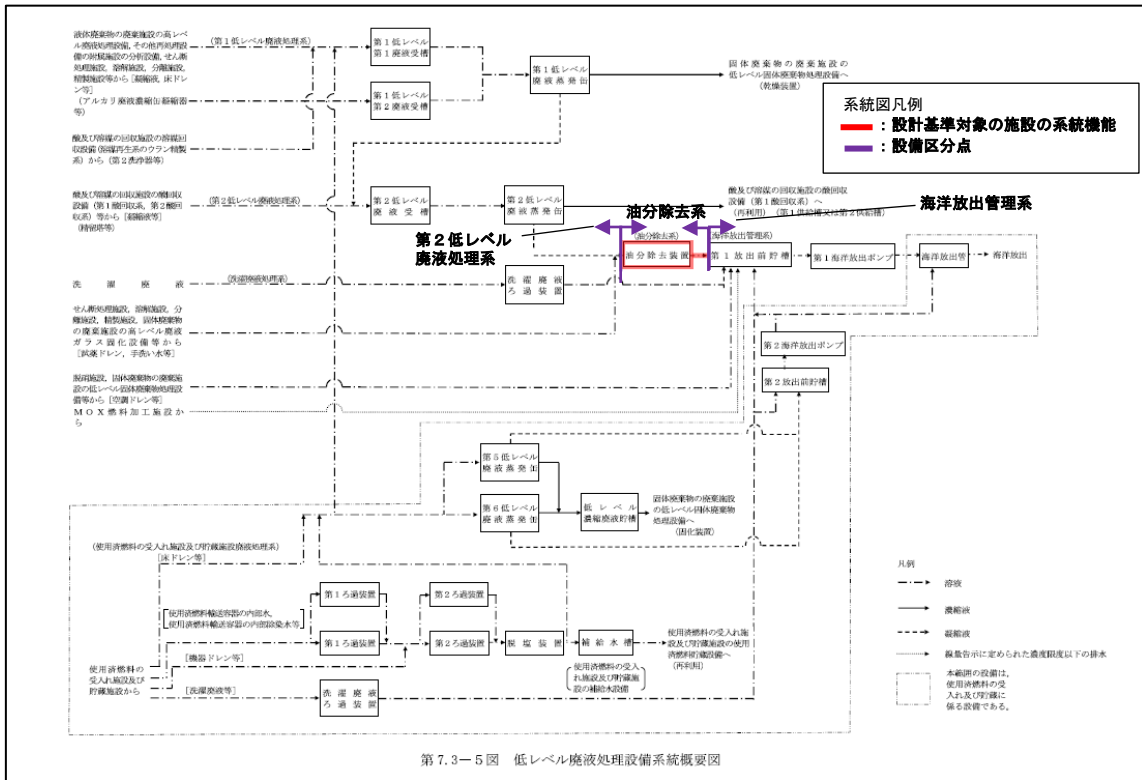
油分除去系は、第2低レベル廃液処理系で処理された低レベル廃液、各施設の試薬ドレン及び再処理施設の管理区域で発生する手洗い水等の油分を含む可能性のある放射性物質の濃度が極めて小さい廃液を受け入れ、油分除去装置で廃液中の油分を除去するための設備である。

【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】に係る油分除去系の範囲は、第2低レベル廃液蒸発缶で蒸発処理した排水を油分除去装置で処理（油分除去）し、海洋放出管理系へ移送する系統を主流路に設定する。

以下に主流路の範囲を示す。（第2-4図参照）

- 油分除去装置及び同機器から海洋放出管理系までをつなぐ配管

主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】 (iv) 油分除去系」に示す。



第2-4図 低レベル廃液処理設備 油分除去系 系統概要図  
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.3-5図抜粋)

(v) 海洋放出管理系

海洋放出管理系は、油分除去系、洗濯廃液処理系及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系で処理された低レベル廃液、MOX燃料加工施設で処理された排水並びに再処理施設の管理区域で発生する空調ドレン等の放射性物質の濃度が極めて小さい廃液を受け入れ、海洋放出管の放出口から海洋へ放出するための設備である。

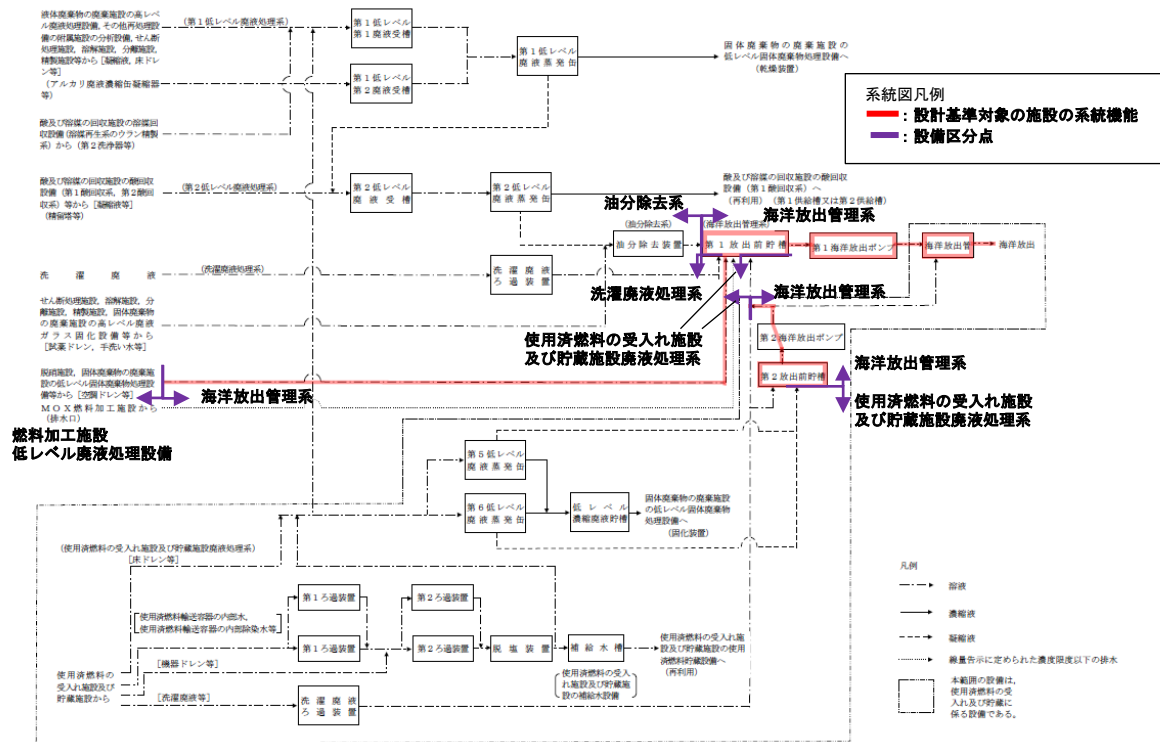
【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】に係る海洋放出管理系の範囲は、油分除去系及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系並びにMOX燃料加工施設の低レベル廃液処理設備で処理した排水を受入れる第1放出前貯槽、第2放出前貯槽、処理した排水を海洋へ放出するための第1海洋放出ポンプ、これらをつなぐ配管及び海洋放出管により海洋へ放出する系統を主流路に設定する。

なお、MOX燃料加工施設からの排水を第1放出前貯槽に受け入れ、海洋放出管を経て海洋に放出するまでの排水が通過する経路は、MOX燃料加工施設と共用する。

以下に主流路の範囲を示す。(第2-5図参照)

- 第1放出前貯槽、第2放出前貯槽、第1海洋放出ポンプ、海洋放出管及びこれらをつなぐ配管

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】 (v) 海洋放出管理系」に示す。



第7.3-5図 低レベル廃液処理設備系統概要図

第2-5図 低レベル廃液処理設備 海洋放出管理系 系統概要図  
(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.3-5図抜粋)

(b) 第10条：閉じ込めの機能

i. 【室等の漏えい拡大防止】

低レベル廃液を保有する系統の配管から漏えいが発生した場合には、漏えい液受皿により漏えいした溶液を保持（重力流で他の漏えい液受皿に回収する配管を含む）し、計測制御系統施設 計測制御設備（以下、「計測制御設備」という。）の漏えい検知装置（「別紙 1-3 計測制御設備」で抽出）で漏えいを検知する。

低レベル廃液は、漏えいした低レベル廃液を回収せずに保持した状態であっても、沸騰するおそれがなく公衆への影響が拡大することがないため、漏えいした低レベル廃液の保持に必要な漏えい液受皿を主流路として設定する。（第 2－6 図参照）

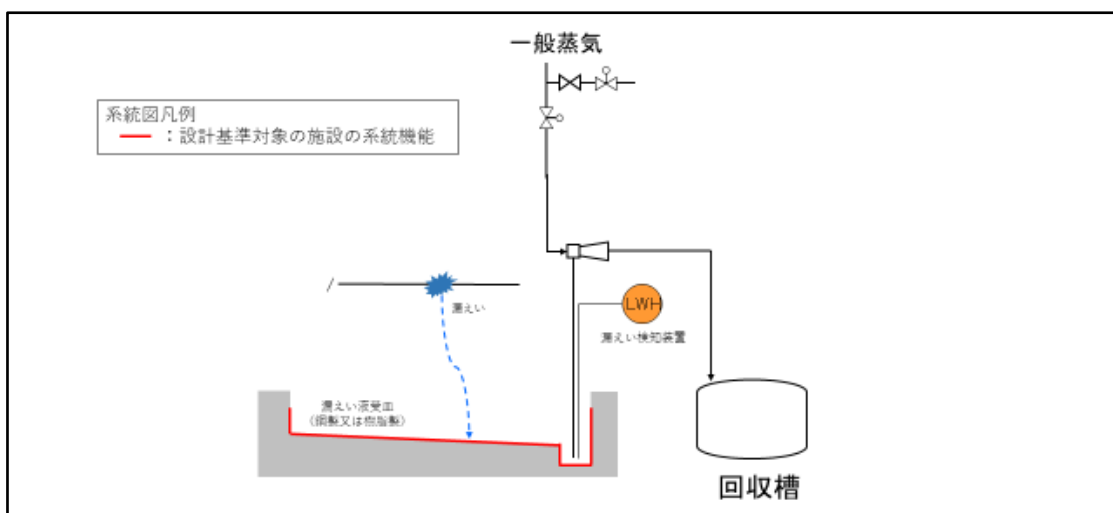
また、重力流で他の漏えい液受皿に回収する配管も主流路として設定する。（第 2－7、8 図参照）

計測制御設備に関する機能、性能については、「別紙1-3 計測制御設備」に示す。

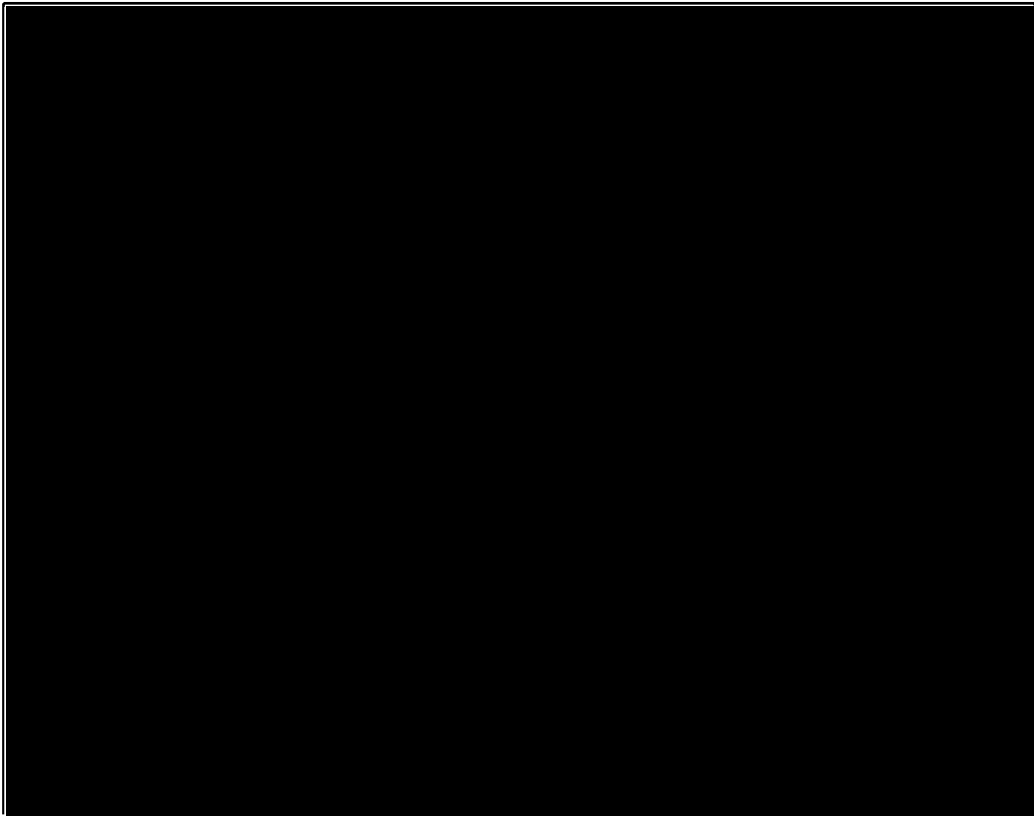
【室等の漏えい拡大防止】に係る低レベル廃液処理設備の範囲は、以下のとおり。

- ・ 漏えい液受皿
- ・ 重力流で最終回収の受皿及び回収槽に回収する配管

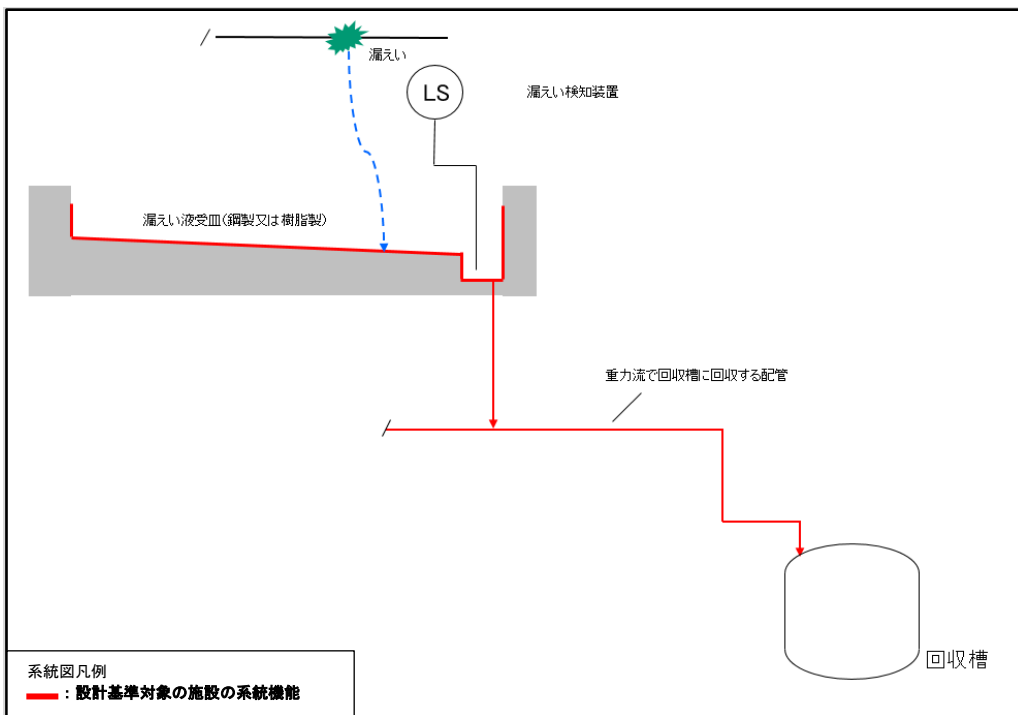
主配管の具体的な範囲は「2. （3）主配管名称の設定の考え方」の「(b) 第10条 閉じ込めの機能 i. 【室等の漏えい拡大防止】」に示す。



第 2－6 図 低レベル廃液等の漏えい液の保持（漏えいした溶液の保持）



第2-7図 低レベル廃液等の漏えい液の保持  
(漏えいした溶液の保持、重力流による回収 その1)



第2-8図 低レベル廃液等の漏えい液の保持  
(漏えいした液の保持、重力流による回収 その2)



ii. 【放射性物質の保持機能】

低レベル廃液処理設備で取り扱う放射性物質として低レベル廃液があり、これらを取り扱う系統を主流路として設定する。この範囲は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】」で示した主流路の範囲と同じである。(第2-1図～第2-5図参照)

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(b) 第10条：閉じ込めの機能 ii. 【放射性物質の保持機能】」に示す。

### (3) 主配管名称の設定の考え方

低レベル廃液処理設備の主配管名称を設定するにあたり、系統機能に係る主流路の範囲を「2. (2) 低レベル廃液処理設備に係る主流路の考え方」で示した主要機器を用いて示し、主となる系統機能【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】単位を基本とし、機能を期待する範囲等を踏まえて主配管名称を設定する。

このため、各系統機能に係る主流路の範囲に対し、系統機能、流体が異なる単位毎（主配管グループ）に纏め、「主配管（低レベル廃液処理系）」、兼用する場合は「主配管（溶液保持系、低レベル廃液処理系）」等と記載する。また、系統概要図にて主流路を設定した範囲と、「添付3（1）抽出リスト」、「添付2申請対象設備リスト」に示す主配管グループとの紐付け関係が判るように示す。

なお、上記の主配管グループを、それぞれ個別の主配管に展開していく際に、個別の名称の付け方は、添付する「別紙1-2-6 設計図書の記載に係る留意事項」に従い、仕様表作成段階までに詳細化（from-to形式）を実施する。

低レベル廃液処理設備は「2. (2) 低レベル廃液処理設備に係る主流路の考え方」で示したとおり、「第10条：閉じ込めの機能 ii. 【放射性物質の保持機能】」に関する機能を発揮するための主流路の範囲が「第24条：廃棄施設 i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】」に関する機能を発揮するための主流路の範囲に含まれることから、これらを合わせて各系統機能に係る主流路の範囲を示す。

a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能

(a) 第24条：廃棄施設

i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】

(b) 第10条：閉じ込めの機能

ii. 【放射性物質の保持機能】

(i) 第1低レベル廃液処理系

第1低レベル廃液処理系の【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】及び【放射性物質の保持機能】に係る主流路（第3-1図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（低レベル廃液処理系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

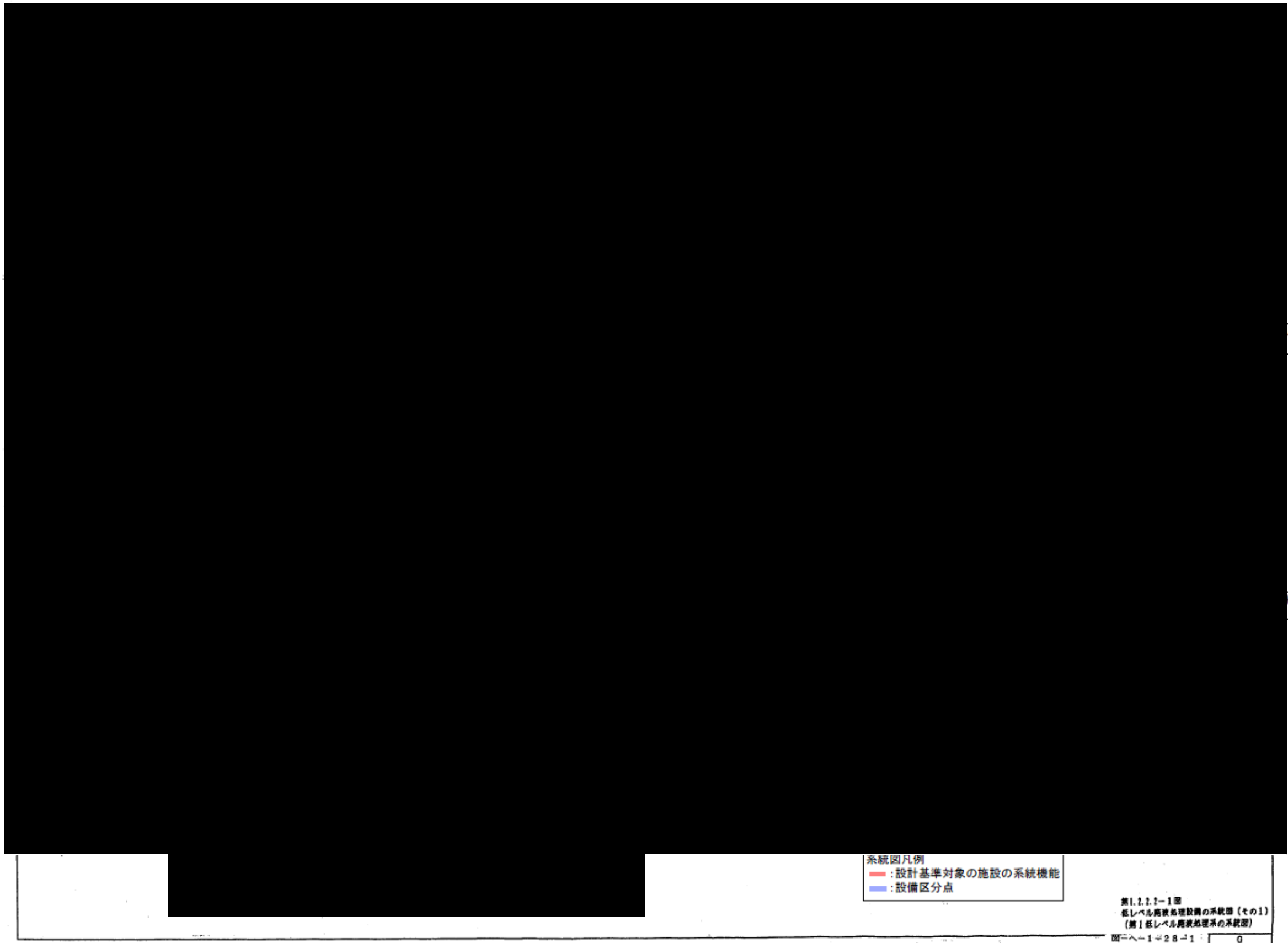
- 各建屋の廃液払出貯槽<sup>\*1</sup>⇒第1低レベル第1廃液受槽⇒第1低レベル廃液蒸発缶
- 各建屋の廃液払出貯槽⇒第1低レベル第2廃液受槽⇒第1低レベル廃液蒸発缶
- 第1低レベル廃液蒸発缶⇒XXXXXXXXXX⇒[第2低レベル廃液受槽<sup>\*1</sup>] (XXXXXXXXXX)
- 第1低レベル廃液蒸発缶⇒XXXXXXXXXX⇒XXXXXXXXXX⇒[低レベル濃縮廃液処理系の低レベル濃縮廃液受槽<sup>\*2</sup>]（濃縮廃液のライン）

※1 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系（一部）：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系と第1低レベル廃液処理系の設備区分点は、受入れヘッダー合流部（溶接線）とする。

※2 第2低レベル廃液処理系：第1低レベル廃液処理系と第2低レベル廃液処理系の設備区分点は、第2低レベル廃液処理系受入れヘッダー合流部（溶接線）とする。

※3 低レベル濃縮廃液処理系：第1低レベル廃液処理系と低レベル濃縮廃液処理系の設備区分点は、低レベル廃棄物処理建屋側に設置する第1弁とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備」に示す。



第3-1図 第1低レベル廃液処理系 系統図 (放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能)

(ii) 第2低レベル廃液処理系

第2低レベル廃液処理系の【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】及び【放射性物質の保持機能】に係る主流路（第3-2図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（低レベル廃液処理系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

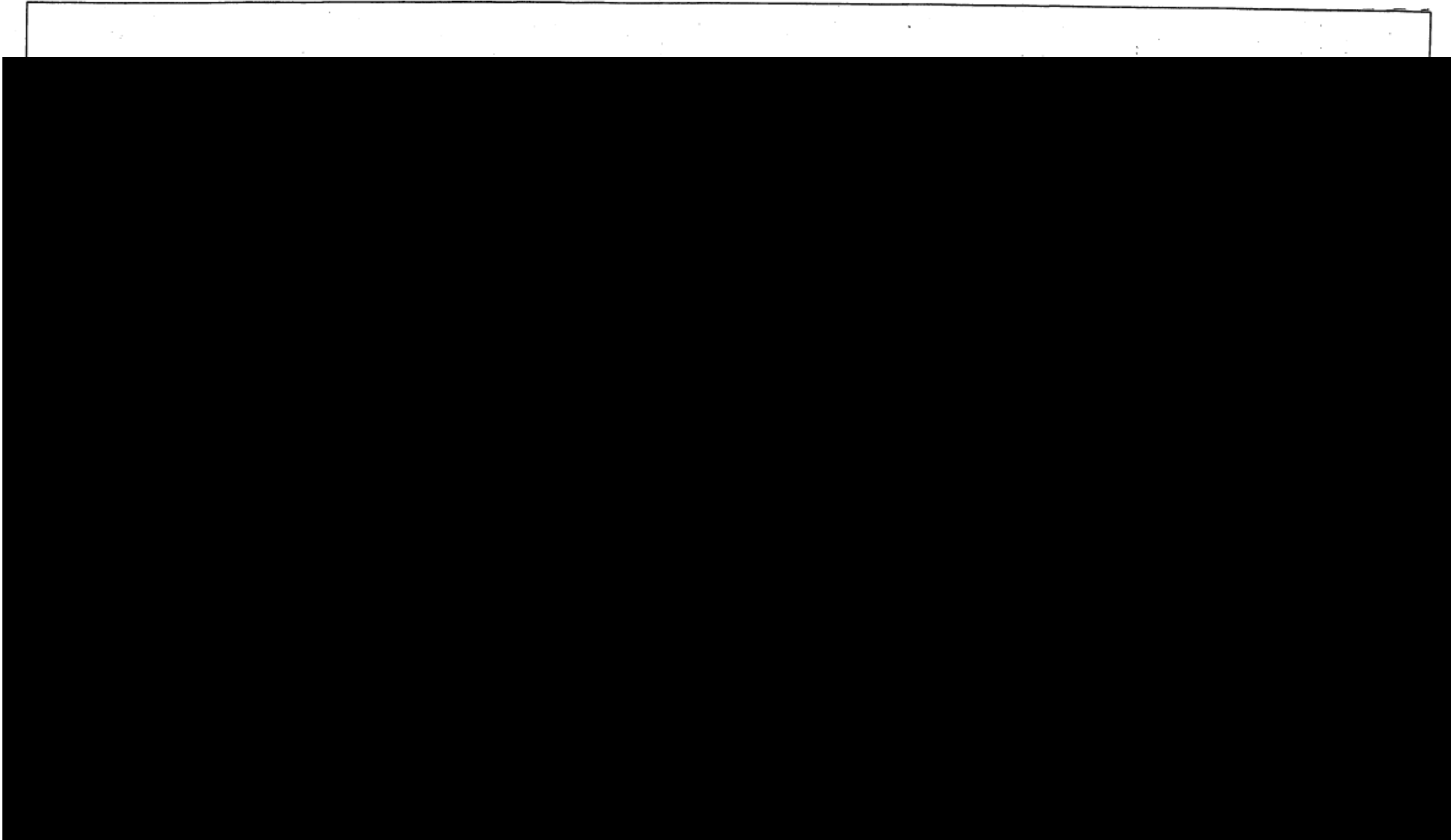
<第2低レベル廃液処理系>

- [各建屋の廃液払出貯槽<sup>※1</sup>] ⇒ 第2低レベル廃液受槽 ⇒ 第2低レベル廃液蒸発缶
- 第2低レベル廃液蒸発缶 ⇒ XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX ⇒ [油分除去系受入ヘッダー<sup>※2</sup>]（凝縮水のライン）
- 

※1 酸回収設備（一部）：酸回収設備と第2低レベル廃液処理系の設備区分点は、受入れヘッダー合流部（溶接線）とする。

※2 油分除去系：第2低レベル廃液処理系と油分除去系の設備区分点は、油分除去系受入れヘッダー合流部（溶接線）とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙1-2-2-6-1 酸回収設備\_第1、第2酸回収系」に示す。



系統図凡例  
— : 設計基準対象の施設の系統機能  
— : 設備区分点

第1.1.1.1-2図  
低レベル廃液処理設備の系統図(その2)  
(第2低レベル廃液処理系の系統図)  
図-1-1-28-3 G

第3-2図 第2低レベル廃液処理系 系統図 (放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能)

(iii) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】及び【放射性物質の保持機能】に係る主流路（第3-3図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（低レベル廃液処理系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

- キャスク内部水等の廃液の収集貯槽⇒第1ろ過装置
- 第1ろ過装置⇒第2ろ過装置⇒脱塩装置
- 脱塩装置⇒第1低レベル第1廃液受槽<sup>※1</sup>
- 脱塩装置⇒第6低レベル廃液蒸発缶又は第5低レベル廃液蒸発缶
- 第6低レベル廃液蒸発缶又は第5低レベル廃液蒸発缶⇒第2放出前貯槽<sup>※2</sup>
- 第6低レベル廃液蒸発缶又は第5低レベル廃液蒸発缶⇒低レベル濃縮廃液貯槽⇒（固化装置<sup>※3</sup>）
- 第1ろ過装置⇒〔低レベル固体廃棄物貯蔵設備の廃樹脂貯槽<sup>※4</sup>〕
- 第2ろ過装置⇒〔低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2ろ過装置逆洗水受槽<sup>※4</sup>〕
- 脱塩装置⇒〔低レベル固体廃棄物貯蔵設備の廃樹脂貯槽<sup>※4</sup>〕

※1 第1低レベル廃液処理系：第1低レベル廃液処理系と使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備区分点は、第1低レベル廃液処理系受入れヘッダー合流部（溶接線）とする。

※2 海洋放出管理系：海洋放出管理系と使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備区分点は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系と海洋放出管理系の取合い弁（境界弁）とする。

※3 低レベル濃縮廃液処理系：低レベル濃縮廃液処理系と使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備区分点は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系と低レベル濃縮廃液処理系の取合い弁（境界弁）とする。

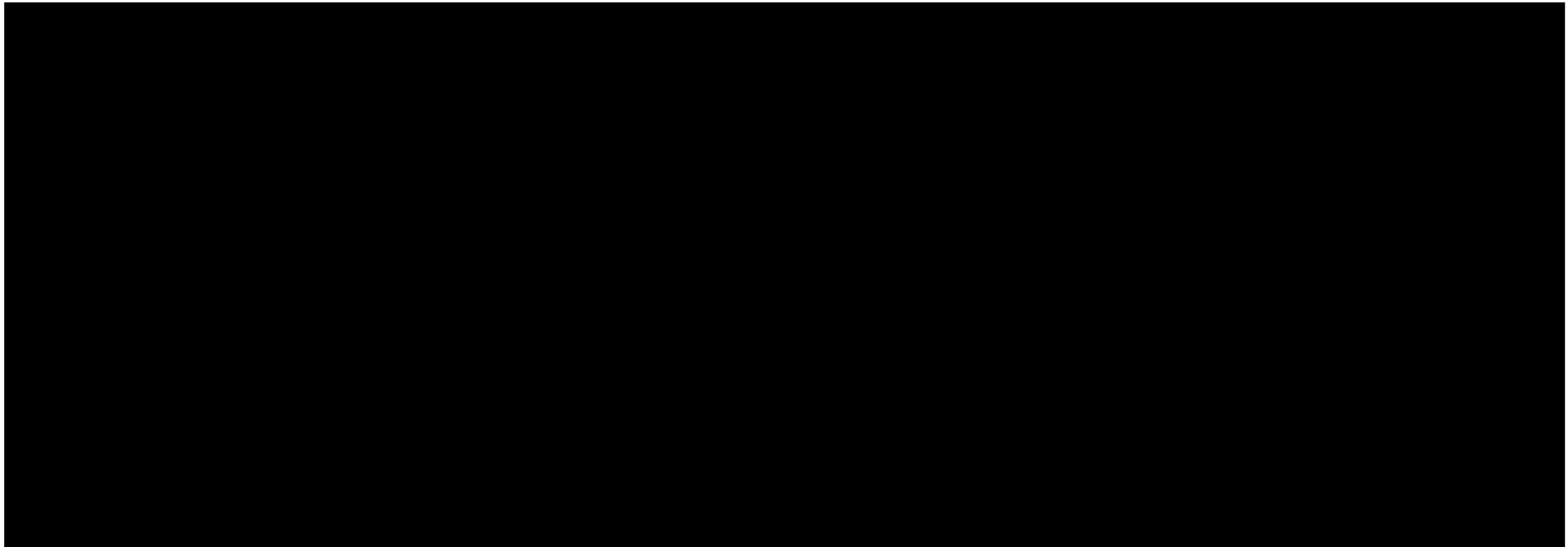
※4 廃樹脂貯蔵系：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系と廃樹脂貯蔵系の設備区分点は、廃樹脂貯蔵系の第2ろ過装置逆洗水受槽の管台（溶接線）又は廃樹脂貯蔵系の取合い弁（境界弁）とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備

別紙1-2-4-3-2-2 廃樹脂貯蔵系






系統図凡例  
— : 設計基準対象の施設の系統機能  
— : 設備区分点

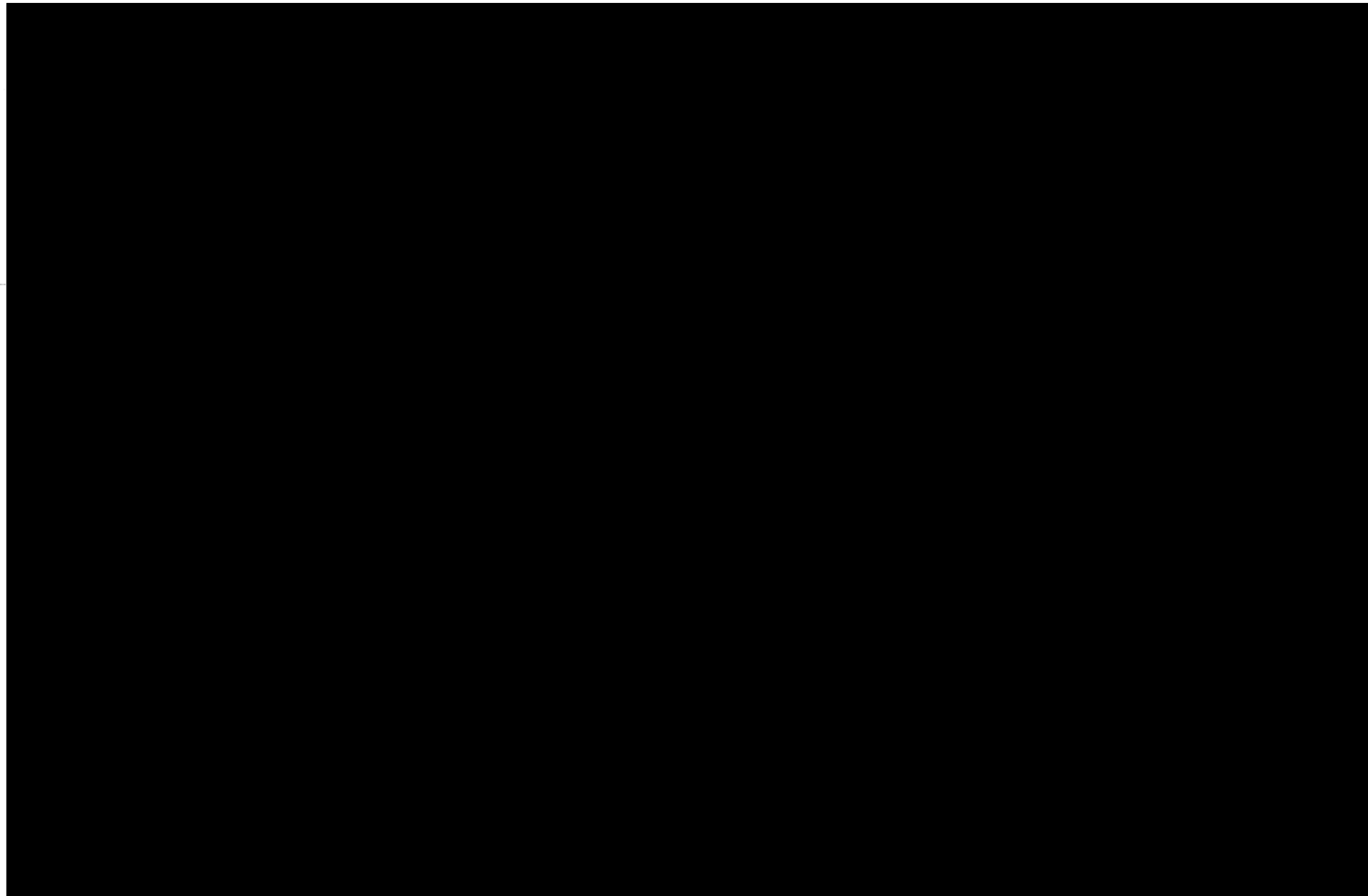
第3-3図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 系統図 (放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能)

(iv) 油分除去系

油分除去系の【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】及び【放射性物質の保持機能】に係る主流路（第3－4図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（低レベル廃液処理系）」とする。

-  ⇒油分除去装置⇒第1放出前貯槽※1

※1 海洋放出管理系：油分除去系と海洋放出管理系の設備区分点は、海洋放出管理系受入れヘッダー合流部（溶接線）とする。



系統図凡例  
—:設計基準対象の施設の系統機能  
—:設備区分点

第1.2.2.2-3図  
低レベル廃液処理設備の系統図(その3)  
(油分除去系の系統図)

図-ハ-1-28-4 F

第3-4図 油分除去系 系統図 (放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能)

(v) 海洋放出管理系

海洋放出管理系の【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】及び【放射性物質の保持機能】に係る主流路（第3-5～7図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（低レベル廃液処理系）」とする。

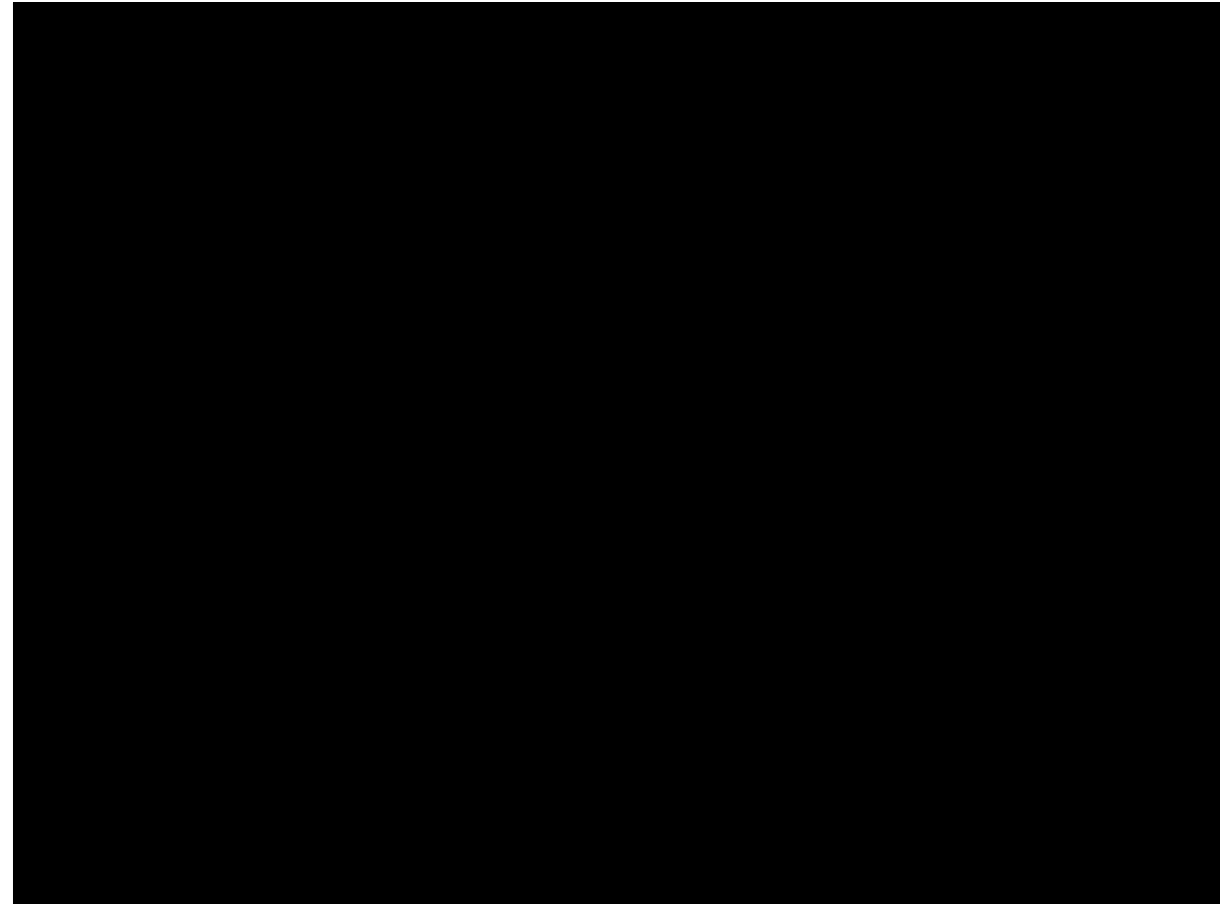
なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

- 第2放出前貯槽⇒第1放出前貯槽（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系からの廃液ライン）
- [燃料加工施設の低レベル廃液処理設備の廃液貯槽<sup>※1</sup>] ⇒第1放出前貯槽（燃料加工施設の低レベル廃液処理設備からの廃液ライン）
- 第1放出前貯槽⇒海洋放出ポンプ⇒海洋放出管

※1 燃料加工施設の低レベル廃液処理設備：海洋放出管理系と燃料加工施設の低レベル廃液処理設備の設備区分点は、低レベル廃液処理建屋回りの屋外ピットに設置する取合い弁（境界弁）とする。

なお、燃料加工施設の低レベル廃液処理設備の主要機器等は設計中のため別途示す。

使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋



系統図凡例  
— : 設計基準対象の施設の系統機能  
— : 設備区分点

注記

\*1: 申請範囲には管継手を含む。

第1.1.2.1.2-1図  
海洋放出管理系の系統図

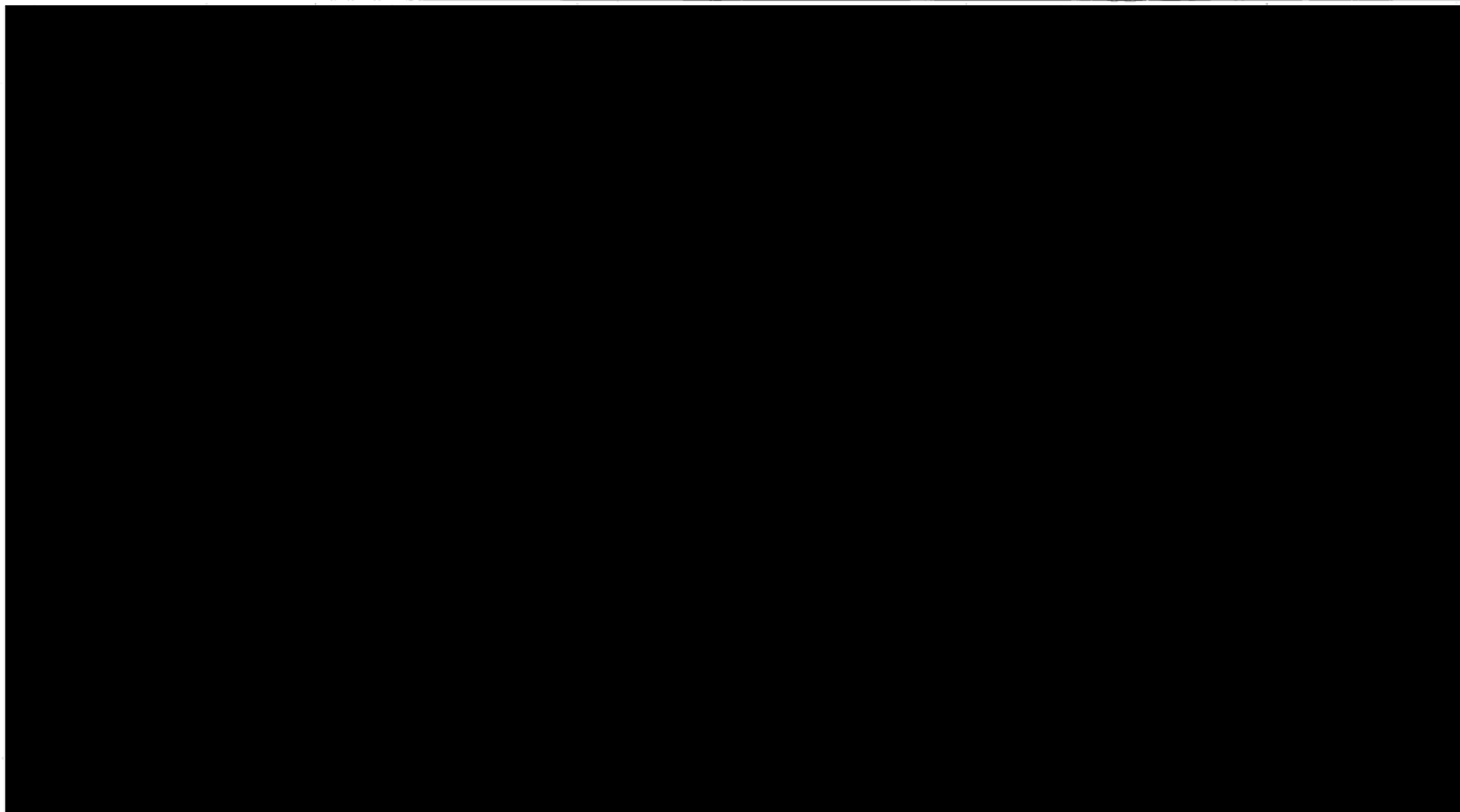
図-へ-1-2-1

E

第3-5図 海洋放出管理系 系統図 (放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能) (1/3)



第3-6図 海洋放出管理系 系統図（放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能）（2/3）



|      |                     |
|------|---------------------|
| 記号   | 名称                  |
| —}   | ねじ込み<br>キャップ        |
| 建物関係 |                     |
| 記号   | 名称                  |
| □    | セル, 室, 洞道<br>及び建屋境界 |

第1.1.2.1.2-1図  
海洋放出管理系の系統図  
-01)

図-へ-1-1 4523

第3-7図 海洋放出管理系 系統図 (放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能) (3/3)

(b) 第10条：閉じ込めの機能

i. 【室等の漏えい拡大防止】

低レベル廃液処理設備の【室等の漏えい拡大防止】に係る主流路の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（漏えい拡大防止系）」とする。

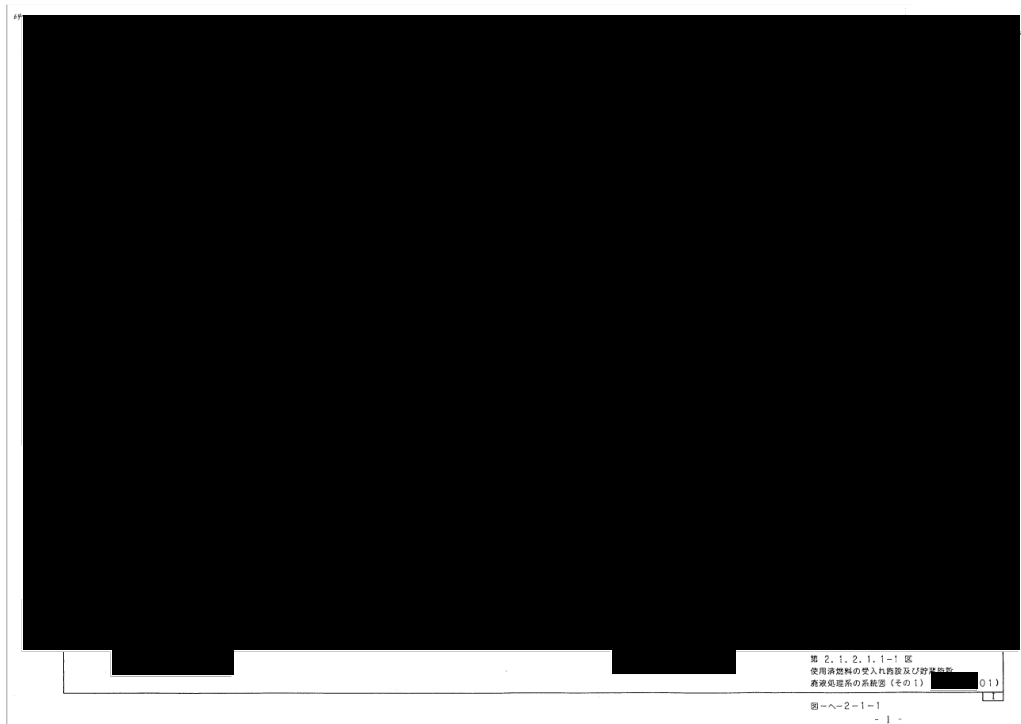
<重力流による回収>

- 漏えい液受皿⇒漏えい液受皿（最終受皿）（第3-8図参照）
- 漏えい液受皿⇒回収槽（第3-9図～第3-11図参照）





第3-8図 低レベル廃液処理設備 系統図(室等の漏えい拡大防止)(漏えい液受皿⇒漏えい液受皿(最終受皿))



第 3 - 9 図 低レベル廃液処理設備 系統図 (室の漏えい拡大防止)  
 (漏えい液受皿⇒回収槽：その 1)



第3-10図 低レベル廃液処理設備 系統図（室の漏えい拡大防止）  
（漏えい液受皿⇒回収槽：その2）



第3-11図 低レベル廃液処理設備 系統図（室の漏えい拡大防止）  
（漏えい液受皿⇒回収槽：その3）

#### (4) 留意事項

共通 09 本文に基づき、テストライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等については、主流路の対象としない。再処理施設の各設備に共通する、主流路として設定しない対象の基本的な考え方について、発電炉工認ガイドに示すものを参考として「別紙 1-2-6 設計図書の記載に係る留意事項」に示す。

2. (3) にて整理した各条文の系統機能を担保している低レベル廃液処理設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要を第 4-1 図～第 4-8 図及び第 4-1 表に示す。

なお、主流路上に設置される弁、フィルタ等については、当該設備に要求される系統として機能、性能を達成するために仕様等で適合性を示す弁、フィルタ等は主要機器として抽出するが、それ以外の流路を形成する弁、フィルタ等である場合は主要機器として抽出しない。

上記以外の低レベル廃液処理設備の特徴を踏まえた主流路を設定する上での留意事項について、以下に示す。

##### a. 主流路を設定しない範囲

低レベル廃液処理設備において主流路としない範囲及び理由を以下に示す。

###### (a) 第 1 低レベル廃液処理系 (第 4-1 図参照)

- [Redacted] 主流路と設定しない。
- [Redacted] 主流路と設定しない。
- [Redacted] 主流路と設定しない。
- [Redacted] 主流路と設定しない。
- [Redacted] 主流路と設定しない。



- 洗濯廃液処理ラインは、37KBq 未満の極微量の放射性物質等を含む廃液をろ過装置で処理する系統であるが、低レベル廃液を廃棄するための浄化を期待する廃液処理系ではないため、主流路と設定しない。

(d) 油分除去系（第4-4図参照）

- 主流路とは設定しない。
- 主流路と設定しない。
- 主流路と設定しない。
- 主流路と設定しない。
- 主流路と設定しない。
- 主流路と設定しない。
- 主流路と設定しない。
- 主流路と設定しない。
- 主流路と設定しない。
- 主流路と設定しない。

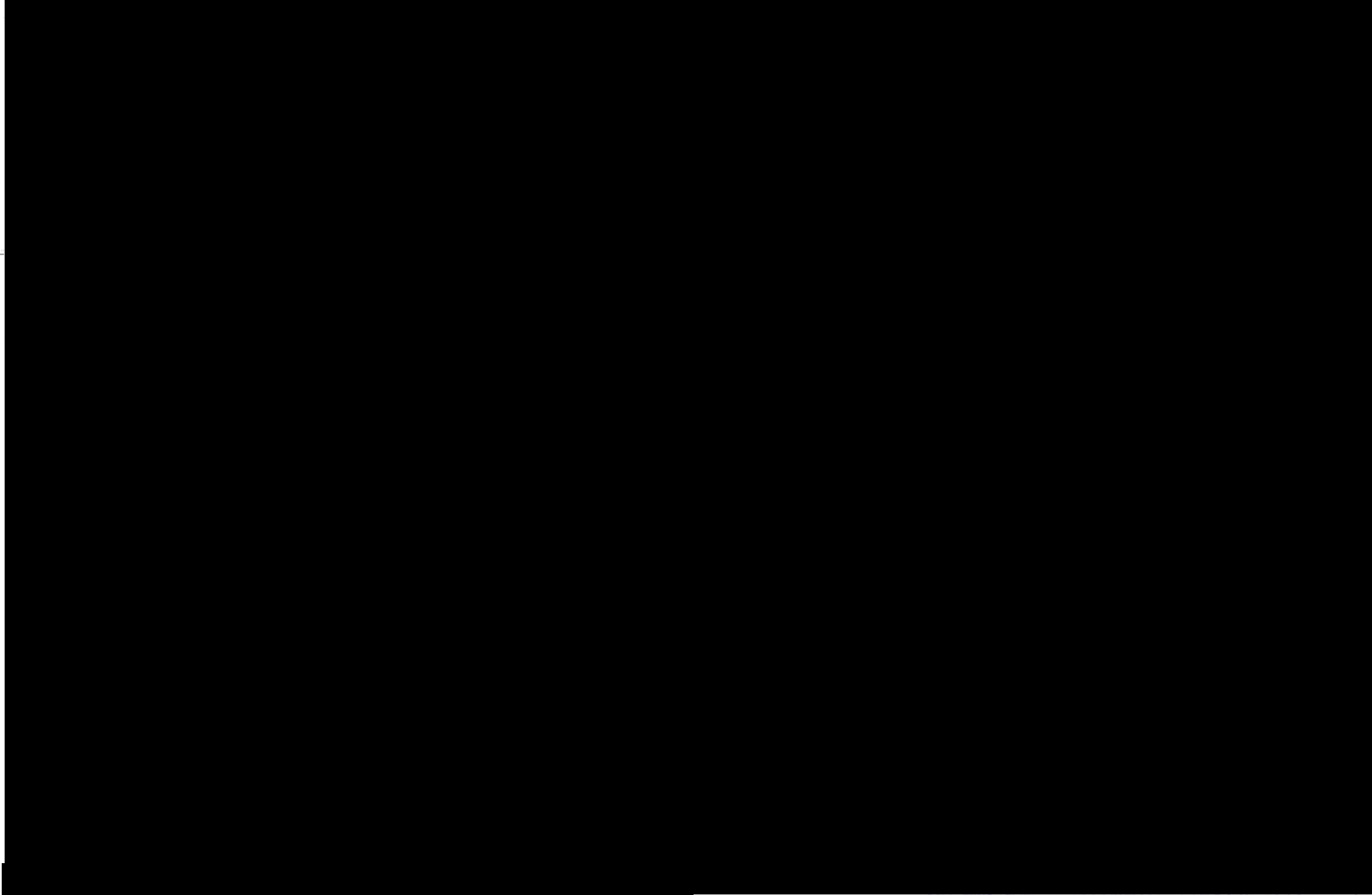
(e) 海洋放出管理系（第4-5図～第4-7図参照）

- 各建屋からの第1海洋放出前貯槽への空調ドレン等の廃液移送ラインは、通常の廃液処理ラインでないため、主流路と設定しない。

- 洗濯廃液処理系の洗濯廃液ろ過装置からの廃液移送ラインは、廃棄のための浄化を期待する廃液処理ラインでないため、主流路と設定しない。
- [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED] 主流路と設定しない。
- [REDACTED]  
[REDACTED] 主流路と設定しない。
- 第2海洋放出ポンプから海洋放出管までの海洋放出ラインは、しゅん工後において第2海洋放出前ポンプを用いて第1放出前貯槽へ移送するラインが最終的な主流路であるため、主流路と設定しない。

(f) 洗濯廃液処理系（第4－8図参照）

- 洗濯廃液処理系は、37KBq未満の極微量の放射性物質等を含む廃液をろ過装置で処理する系統であるが、低レベル廃液を廃棄するための浄化を期待する廃液処理系ではないため、主流路と設定しない。

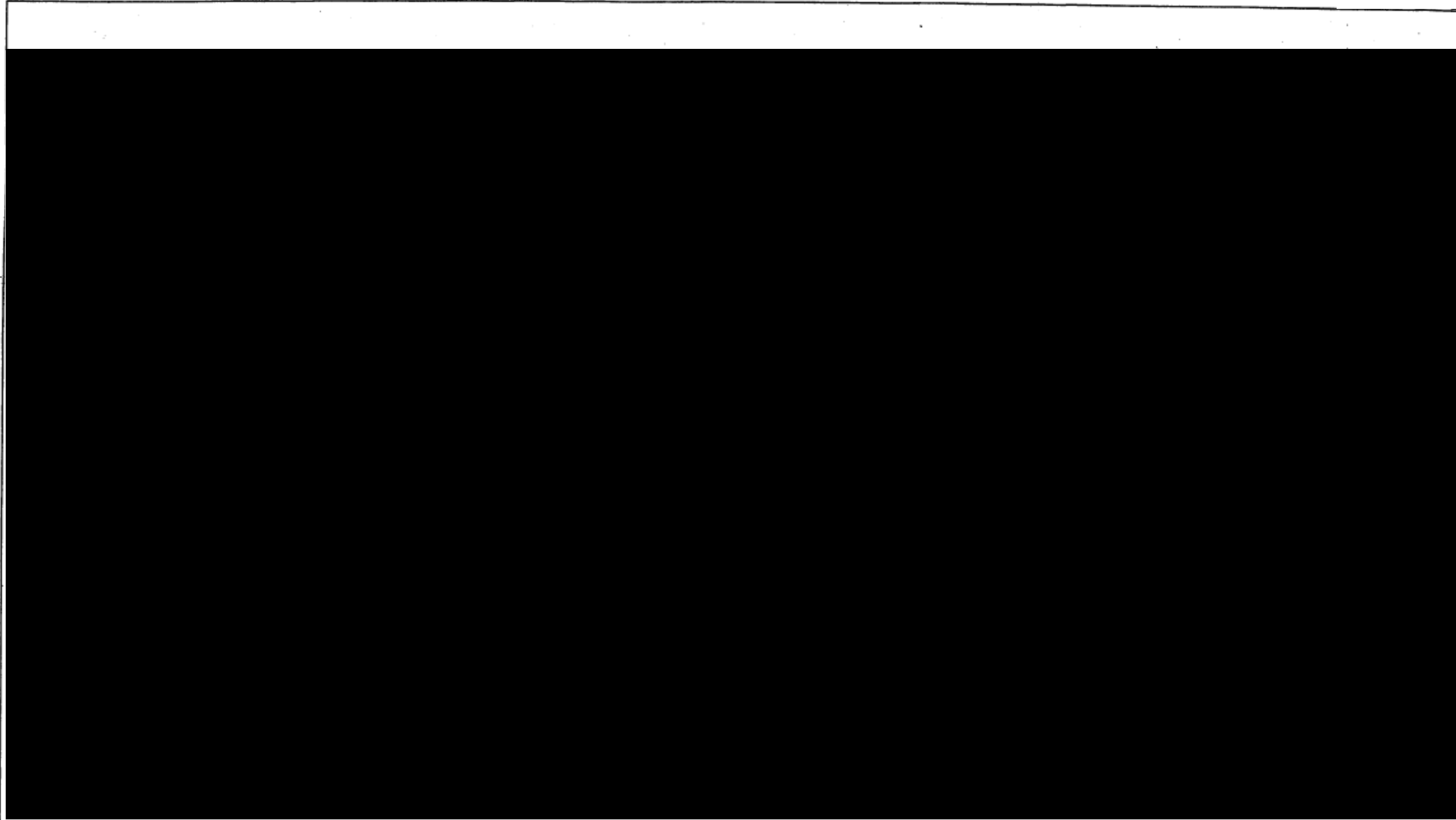


系統図凡例  
— : 設計基準対象の施設の系統機能

第1.2.2.2-1図  
低レベル廃液処理設備の系統図(その1)  
(第1低レベル廃液処理系の系統図)  
図二へー1-28-1 : 0

第4-1図 第1低レベル廃液処理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図





青：主流路としない理由  
 ※番号は別紙②-b 理由整理表に示す。

系統図凡例  
 〓：設計基準対象の施設の系統機能

□内の（アルファベット記号、個別）は主流路としない理由分類を示す。  
 アルファベット記号に紐づく理由分類は第4-1表及び別紙1-2-6「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13.「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。  
 なお、「個別」の詳細については、本別紙 本文2.(4)留意事項にて示す。

第1.1.1.1-2図  
 低レベル廃液処理設備の系統図（その2）  
 （第2低レベル廃液処理系の系統図）  
 図-へ-1→28→30 G

第4-2図 第2低レベル廃液処理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図

青：主流路としない理由

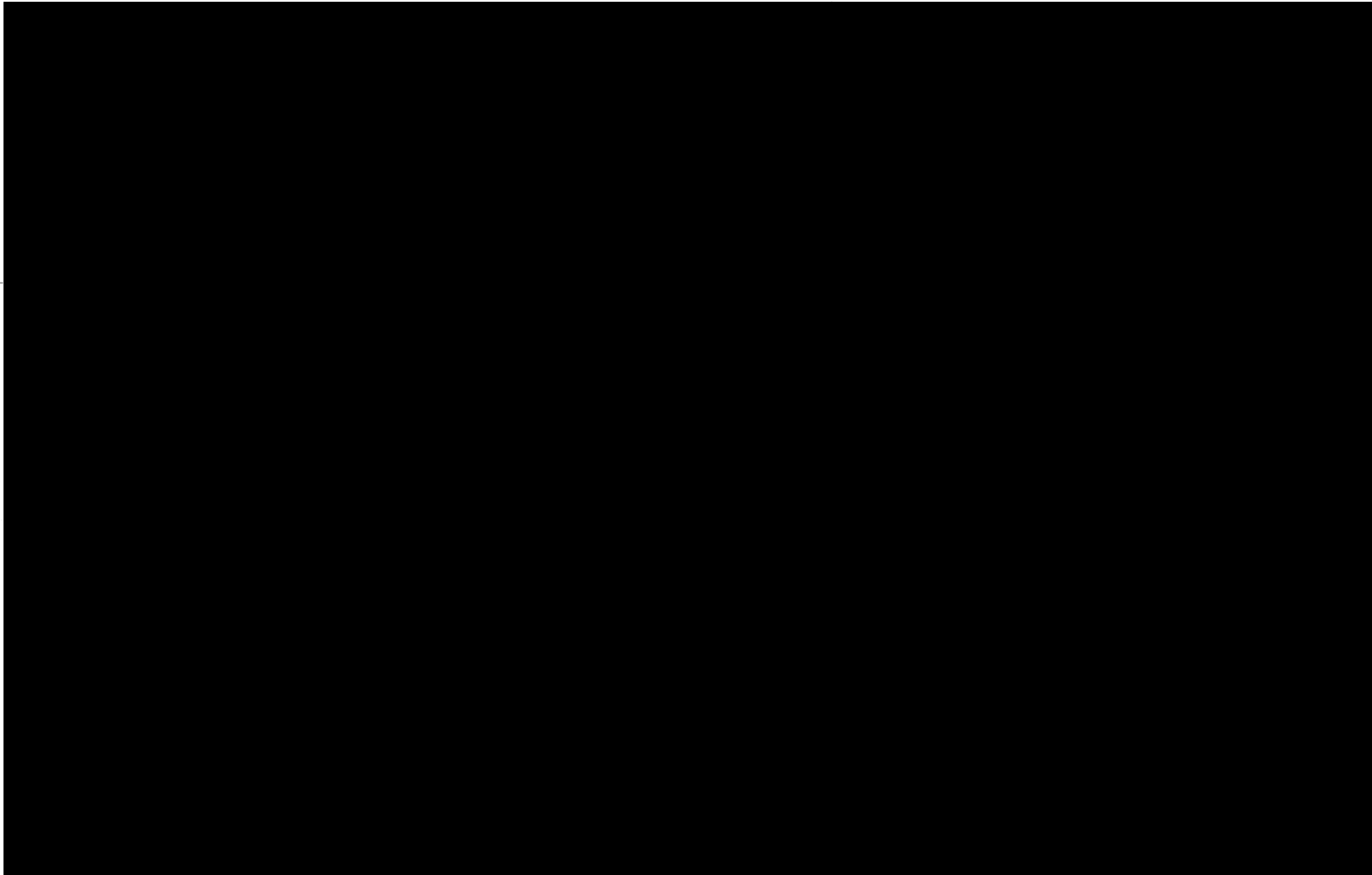
※番号は別紙②-b 理由整理表に示す。

□内の（アルファベット記号、個別）は主流路としない理由分類を示す。  
アルファベット記号に紐づく理由分類は第4-1表及び別紙 1-2-6「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13.「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。  
なお、「個別」の詳細については、本別紙 本文 2. (4) 留意事項にて示す。


系統図凡例

—：設計基準対象の施設の系統機能  
—：設備区分点

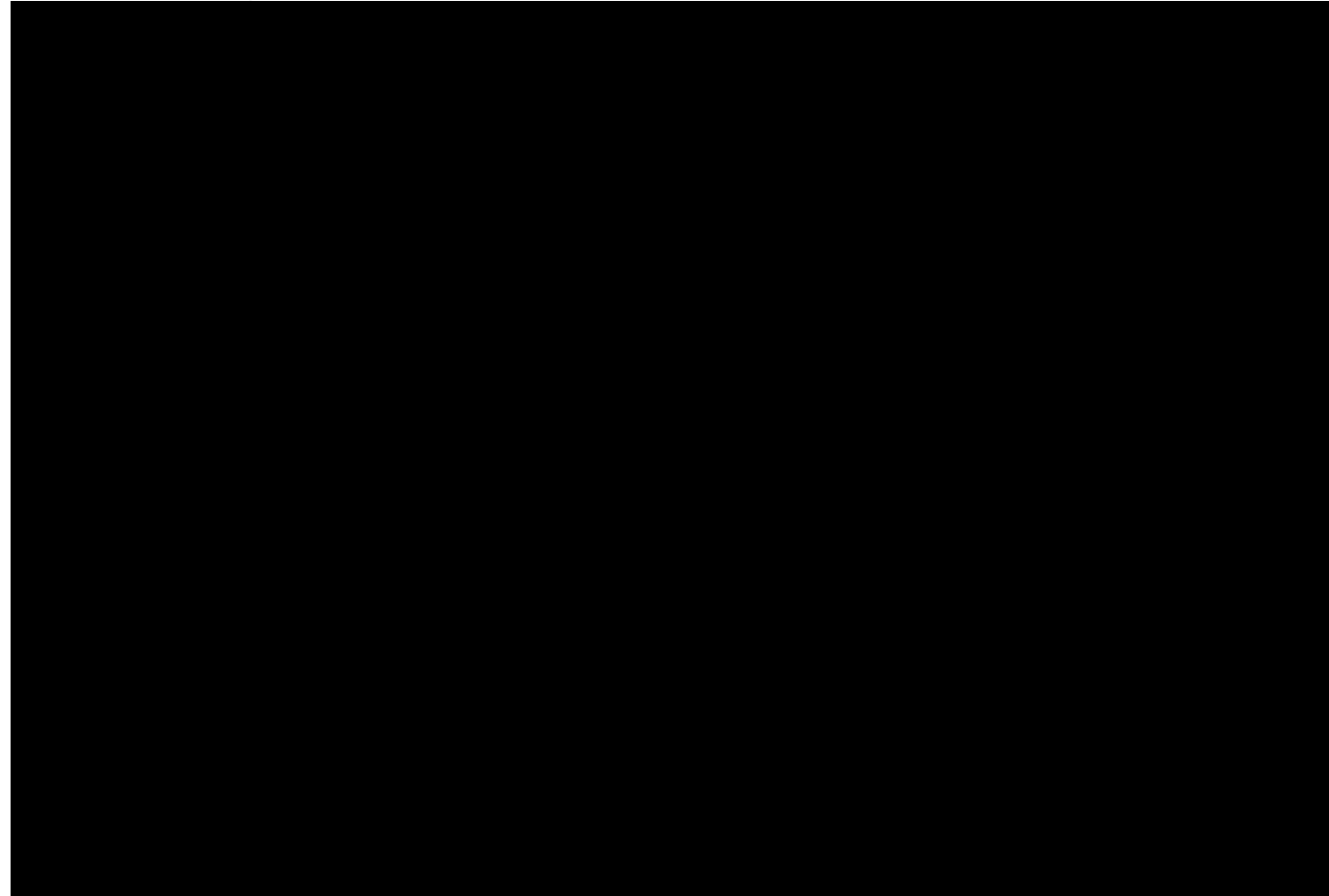
第4-3図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



口内の（アルファベット記号、個別）は主流路としない理由分類を示す。  
 アルファベット記号に紐づく理由分類は第4-1表及び別紙 1-2-6「設計図書に記載事項に係る留意事項」の 13.「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。  
 なお、「個別」の詳細については、本別紙 本文 2. (4) 留意事項にて示す。

|   |   |
|---|---|
| <p>系統図凡例<br/>  : 設計基準対象の施設の系統機能</p> <p>第1.2.2.7-3図<br/>         低レベル廃液処理設備の系統図（その3）<br/>         （油分除去系の系統図）</p> <p>図-ハ-1-28-4</p> | F |
|---|---|

第4-4図 油分除去系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



青：主流路としない理由  
※番号は別紙②-b理由整理表に示す。

□内の（アルファベット記号、個別）は主流路としない理由分類を示す。  
アルファベット記号に紐づく理由分類は第4-1表及び別紙 1-2-6「設計図書に記載事項に係る留意事項」の13.「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。  
なお、「個別」の詳細については、本別紙 本文 2. (4) 留意事項にて示す。

注記

\*1: 申請範囲には管継手を含む。

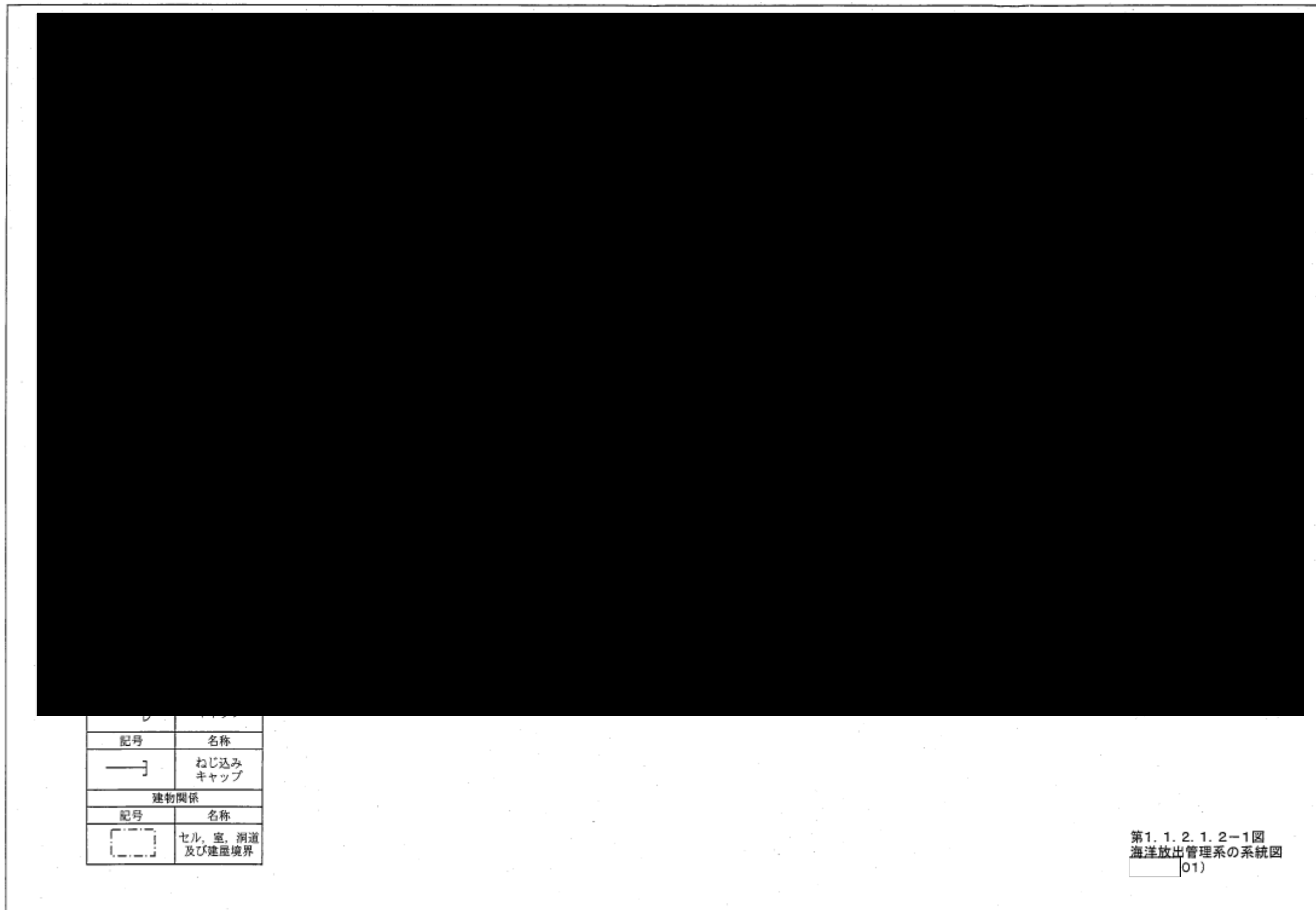
系統図凡例  
— : 設計基準対象の施設の系統機能  
— : 設備区分点

第1.1.2.1.2-1図  
海洋放出管理系の系統図

第4-5図 海洋放出管理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図 (1/3)



第4-6図 海洋放出管理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図(2/3)



第4-7図 海洋放出管理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図(2/3)



第4-8図 洗濯廃液処理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図

第4-1表 再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方  
(別紙1-2-6 抜粋)

| 分類 | 主流路としない理由の類型                                    | 主流路としない対象   | 具体的理由   |
|----|---|---|---|
| A  | ドレン・ベントライン                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常液移送時又は保守時における系統内への液張り後における系統内の空気を抜くベントライン</li> <li>・容器、ポンプ、弁等の機器の保守時における系統内の溶液等を抜くためのドレンライン</li> <li>・開放容器等の機器ベントライン</li> <li>・系統に液張り（容器内への液張り、容器等シール部への液張り）を行う液張りライン</li> <li>・機器等の保護の観点で設置するベントライン</li> </ul>   | 配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するラインであるため主流路としない。  |
| B  | バイパスライン   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計器（流量計）の保守時に使用するバイパスライン</li> <li>・容器、スチームトラップ、弁、フィルタ等の保守時に使用するバイパスライン</li> </ul>  |   |
| C  | テストライン  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保守時において試験を行う際に試験機器等を接続する試験ノズル</li> <li>・保守時における系統試験を行うためのテストライン</li> </ul>  |   |
| D  | 除染・洗浄ライン  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保守時・停止時における機器等の除染・洗浄を行う除染・洗浄ライン</li> </ul>  |   |
| E  | ミニマムフローライン                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ安定運転のためのミニマムフロー（迷がし）ライン</li> </ul>   | 機器故障を防止するために使用するラインであるため、主流路としない。   |
| F  | オーバーフローライン                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・万が一、容器等で溢れた流体を系統又は建屋内に保持するためのオーバーフローライン</li> </ul>  | 機器故障等で万が一使用する非定常ラインであるため、主流路としない。   |
| G  | 循環（攪拌）ライン                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・溶液等のポンプ（動力ポンプ、エアリフト、スチームジェット、エアジェット、水ジェット）による攪拌ライン</li> <li>・圧縮空気（かいはん用空気によるバルセータ含む）による攪拌ライン</li> <li>・熱交換器、デミスタ、ミストフィルタ等で凝縮した凝縮水を回収する循環ライン</li> <li>・万が一基準値を満たさない流体等が発生した場合又は再利用を目的として前工程へ移送して処理を行うための循環ライン</li> <li>・万が一室等へ低レベル等の溶液が漏えいした場合に貯槽へ移送して処理を行うための循環ライン</li> </ul> | <p>溶液等均質化を目的として使用するラインであるため主流路としない。</p> <p>熱交換により発生する凝縮水を回収（循環）する目的で使用するラインであるため主流路としない。</p> <p>再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。</p> |
| H  | サンプリングライン                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・分析試料を採取するためのサンプリングライン</li> <li>・放管用の試料を採取するためのサンプリングライン</li> </ul>  | 少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために使用するラインであるため主流路とし   |
| I  | 計装ライン   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロセス量の計測を行うための検出配管、計装導圧配管、チュービング（計装用空気配管）、ガイドパイプ</li> </ul>   | 計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。   |
| J  | 機器駆動用サポートライン<br>(スチームジェットポンプ等の安全機能に関するものを除く)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エアリフト、サイホン、ゲデオン、スチームジェット、フルイディックポンプ、MERC交換型遠心ポンプ等の起動・停止に使用する真空ライン、真空破壊ライン、駆動用空気ライン、呼び水ライン、排気ライン</li> </ul>  | 機器駆動用システムに付随するサポート系ラインであり、主流路としない。  |
| K  | 小型機器等からの排気ライン                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小型ポット、サンプリングボックス、各室、機器駆動用サポートラインからの排気ライン</li> </ul>   | 廃棄、換気及び閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。   |
| L  | 液調整、置換、保守等を行うための一般ユーティリティライン<br>(安全機能に関するものを除く) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転用、液調整、系統内置換等を行うための試薬、水、空気等の放射性物質等を含まない一般ユーティリティライン（水、空気、蒸気、試薬）</li> <li>・管路を形成するために必要な機器に供給する一般ユーティリティライン（水、空気、蒸気、試薬）</li> <li>・保守時における詰まりを除去するためのアイスプラグを形成するために使用する一般ユーティリティライン</li> </ul>   | 通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。   |
| M  | 崩壊熱除去評価対象外の貯槽等への安全冷却水供給ライン                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・崩壊熱除去評価対象外であり、安全上重要な施設の安全機能の支援*に係らない貯槽、冷凍機等への安全冷却水を供給するライン</li> </ul> <p>*安全空気圧縮装置、非常用ディーゼル発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のセル内クーラー等へ安全冷却水を供給する系統は主流路</p>  | 崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器（容器、熱交換器等）へ安全冷却水を供給するラインでないため、主流路としない。  |
| N  | 将来増設用ライン<br>(安全機能に影響するものを除く)                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全機能に影響しない将来増設用として設置しているライン</li> </ul>  | ・安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインであり、主流路としない。   |
| O  | 換気設備の給気系ライン                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外気取り入れ口から送風機を経由して各室まで送風するライン</li> </ul>   | ・廃棄、換気及び閉じ込め機能に係らない換気・空調用のラインであり、主流路としない。   |
| 個別 | 分類A～Nの共通な理由以外のライン                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙1-2 本文2. (4)に記載の対象。</li> </ul>  | ・別紙1-2 本文2. (4)に記載の理由。  |



b. 主要機器として抽出しない範囲

(a) 漏えい液回収ライン中の [REDACTED] (第4-9図)

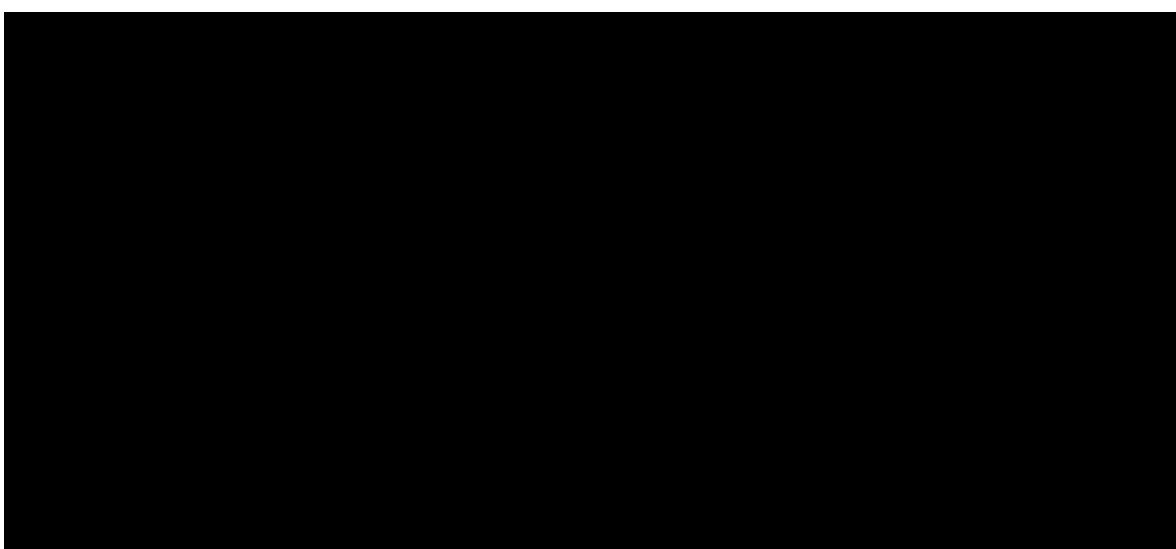
室内に設置している漏えい液受皿から重力流で回収するラインに設置している [REDACTED] [REDACTED] がある。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] 主要機

器 ([REDACTED]) としては抽出せずに配管の一部として扱う。



第4-9図 漏えい液ライン中に設置している [REDACTED]

(b) 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄ライン中の [REDACTED]

(第4-10図及び第4-11図)

低レベル廃液の処理及び廃棄ライン中には、 [REDACTED]

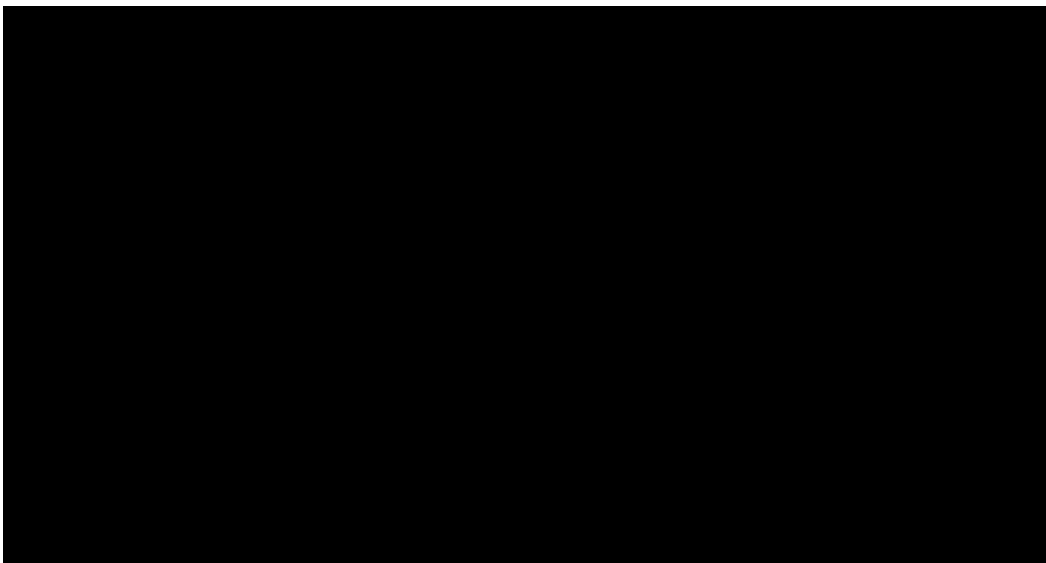
[REDACTED]

[REDACTED] がある。 [REDACTED]

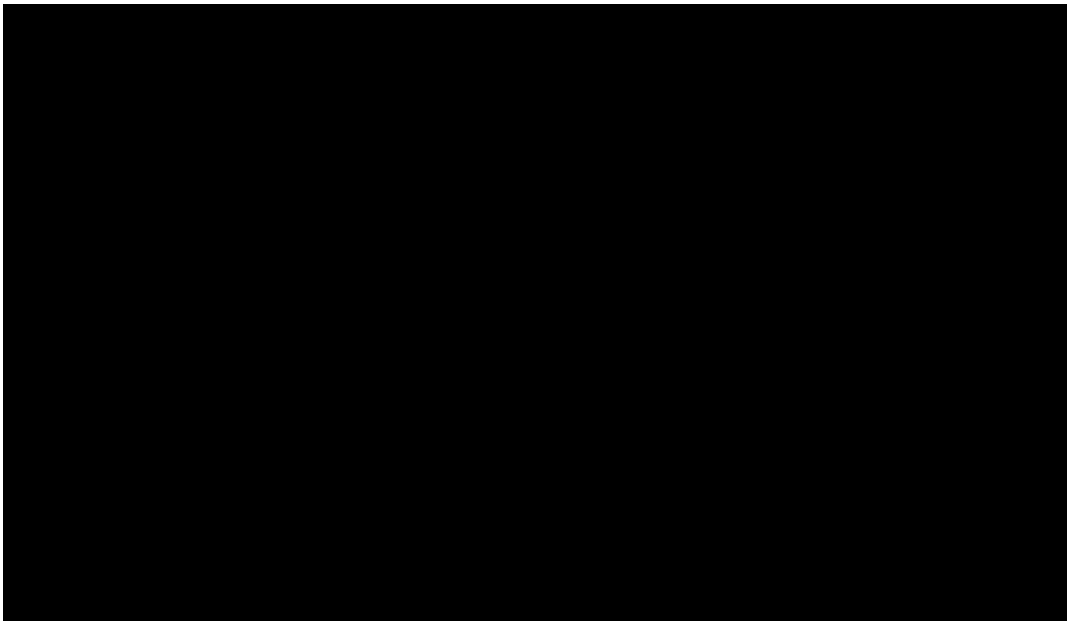
[REDACTED]

[REDACTED] 主要機器 ( [REDACTED] ) としては

抽出せずに配管の一部として扱う。



第4-10図 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄ライン中の [REDACTED]



第4-11図 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄ライン中の [REDACTED]

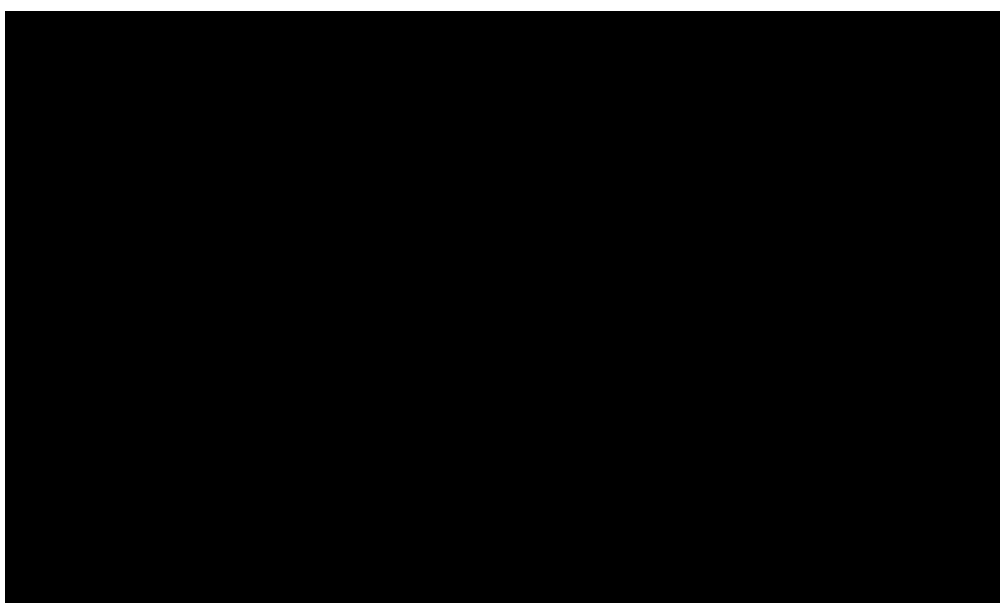
(第1ろ過装置ろ過水受槽)

(c) 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄ライン中の浄化性能を期待しない

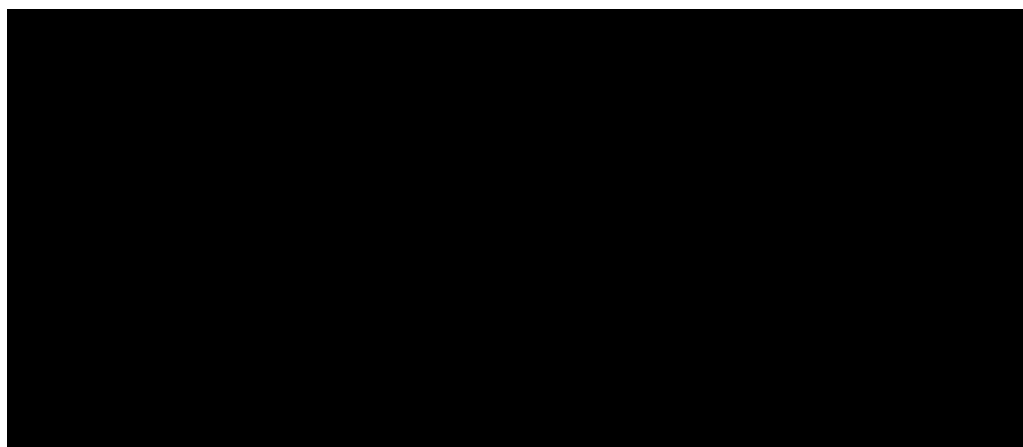
(第4-12図及び第4-13図)

低レベル廃液処理設備には蒸発処理をした低レベル廃液及び蒸発処理により発生した廃ガスを

主要機器 ( ) としては抽出せずに配管の一部として扱う。



第4-12図 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄ライン、放射性気体廃棄物の処理及び排気ライン中の浄化性能を期待しない

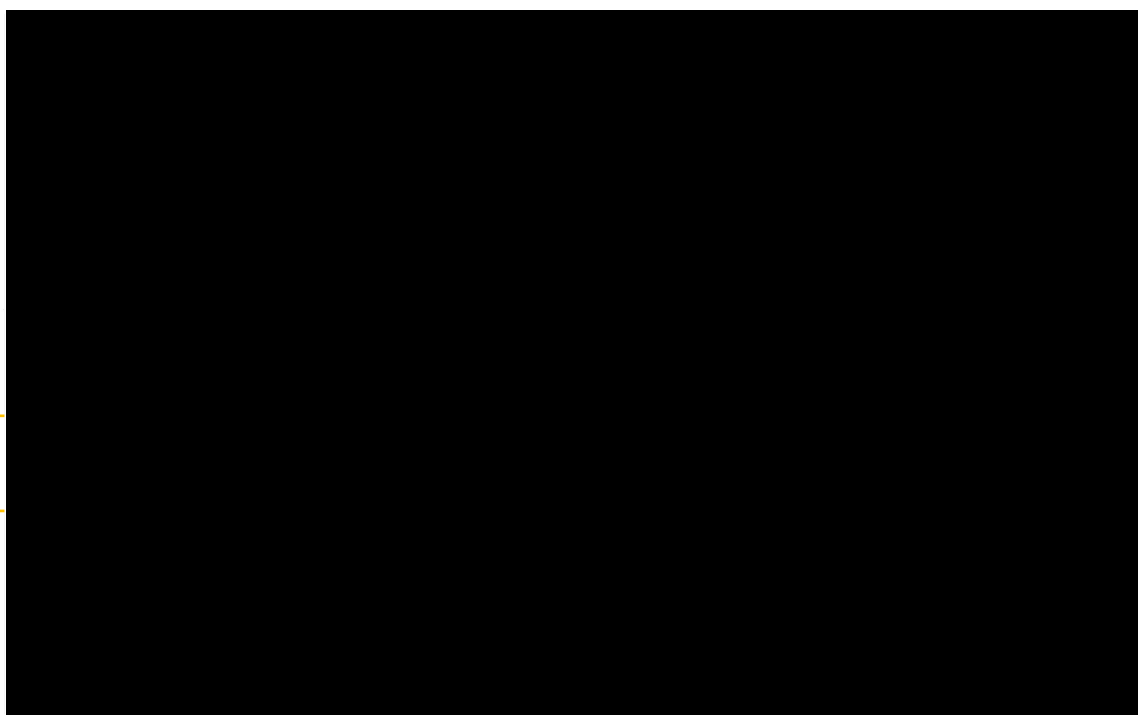


第4-13図 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄ライン、放射性気体廃棄物の処理及び排気ライン中の浄化性能を期待しない

- (d) 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄ライン中の処理及び廃棄機能を期待しないポンプ  
(第4-14図)

低レベル廃液処理設備には、系統間で低レベル廃液等を移送するためのポンプがある。

液移送を目的としたポンプは、海洋放出管理系の海洋放出ポンプのような廃棄性能を担保するポンプでないため、主要機器（ポンプ）としては抽出せずに配管の一部として扱う。



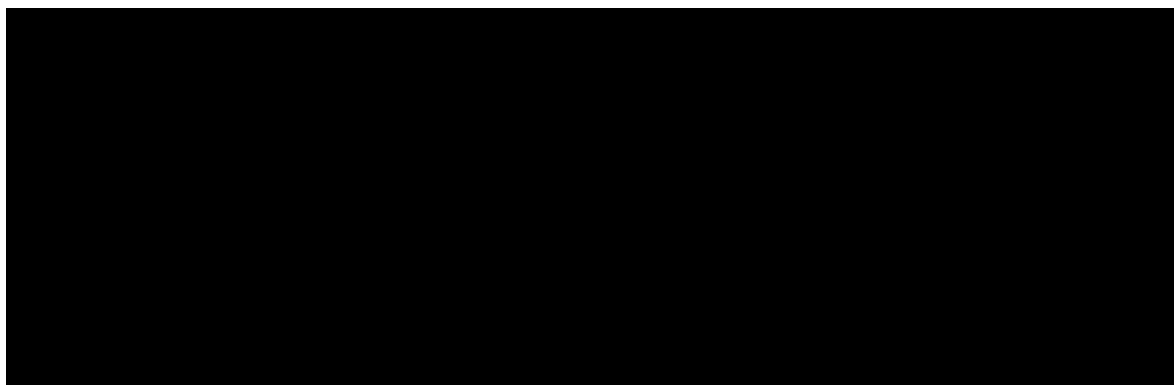
第4-14図 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄ライン中の処理及び廃棄機能を期待しないポンプ

(e) 第2海洋放出ポンプ（第4-15図）

海洋放出管理系には、第1海洋放出ポンプと第2海洋放出ポンプがある。

第1海洋放出ポンプは低レベル廃液処理建屋に設置する第1放出前貯槽から低レベル廃液を海洋へ放出するためのポンプであり、第2海洋放出ポンプは再処理本体しゅん工までの間、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋に設置する第2放出前貯槽から低レベル廃液を海洋へ放出するためのポンプである。

a. (e) で述べたとおり、第2海洋放出ポンプから海洋放出管までの海洋放出ラインは、しゅん工後において第2海洋放出前ポンプを用いて第1放出前貯槽へ移送するラインが最終的な主流路となり、第2海洋放出ポンプは海洋への放出機能を失い、第1放出前貯槽へ低レベル廃液を移送するための機器となり、廃棄性能で期待する機器ではなくなることから、主要機器（ポンプ）としては抽出せずに配管の一部として扱う。



第4-15図 第2海洋放出ポンプ

### 3. 要求される耐震クラスの考え方

申請対象設備の耐震クラスの整理は、事業変更許可申請書の「添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設」（以下、「クラス別施設」という。）を踏まえて実施する。

低レベル廃液処理設備に係る申請対象設備の耐震クラスの全体像を第5-1図～第5-7図に示す。

#### <安全機能を有する施設の主配管の耐震設計>

| 条文           | 系統機能                | 主配管名称          | 安全機能を有する施設 |     |       |
|--------------|---------------------|----------------|------------|-----|-------|
|              |                     |                | S          | B/C | 1.2Ss |
| 第24条：廃棄施設    | 放射性液体廃棄物の処理<br>及び廃棄 | 主配管（低レベル廃液処理系） | —          | ○   | —     |
| 第10条：閉じ込めの機能 | 放射性物質の保持機能          |                | —          | ○   | —     |
|              | 室等の漏えい拡大防止          | 主配管（漏えい拡大防止系）  | —          | ○   | —     |

#### <安全機能を有する施設の凡例>

S：耐震 S クラス（耐震重要施設）

B/C：耐震 B/C クラス

1.2Ss：基準地震動 Ss を 1.2 倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能が損なわれない施設

主配管を設定した範囲の耐震設計は、クラス別施設に示す主要機器の耐震設計に準じた設計を原則とし、安全上重要な施設の安全機能を確保する上で必要な主配管の範囲が耐震 S クラス、それ以外の主配管の範囲は耐震 B/C クラスであり、低レベル廃液処理設備の耐震設計は、機能喪失した場合の影響が S クラスに属する施設に比べて低い設備であるため、耐震 B/C クラスである。

低レベル廃液処理設備の機器のクラス別施設、設備分類、安全機能に対する設備の耐震設計を以下に示す。

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋(1/2)

(つづき)

| 耐震クラス | クラス別施設  | 主要設備等         |   |  | 補助設備 |       | 直接支持構造物   |       | 間接支持構造物   |      | 波及的影響を考慮すべき設備 |
|-------|---|---------------|---|--|------|-------|-----------|-------|---|------|---------------|
|       |   | (注1)          |   |  | (注2) |       | (注3)      |       | (注4)<br>(注10)   |      | (注5)          |
|       |   | 施設名           | 適用範囲  | 耐震クラス  | 適用範囲 | 耐震クラス | 適用範囲      | 耐震クラス | 適用範囲  | 適用範囲 |               |
| B     | 2) 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設<br>(ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く)<br>(つづき) | 液体廃棄物の廃棄施設    | アルカリ廃液濃縮缶<br>アルカリ濃縮廃液貯槽<br>低レベル廃液蒸発缶<br>第1放出前貯槽<br>第1海洋放出ポンプ<br>海洋放出管<br>(第2海洋放出ポンプを経て第1海洋放出ポンプから導かれる海洋放出管との合流点までの範囲を除く)<br>除染ドット | B<br>B<br>B<br>B<br>B<br>B<br>B                |      |       | 機器等の支持構造物 | B     | 分離建屋<br>高レベル廃液ガラス固化建屋<br>低レベル廃液処理建屋<br>使用済燃料輸送容器管理建屋の除染エリア<br>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋                               |      |               |
|       |   | 固体廃棄物の廃棄施設    | アルカリ濃縮廃液中和槽<br>ガラス固化体検査室天井クレーン<br>第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン(注7)<br>乾燥装置<br>熱分解装置<br>焼却装置<br>固化装置<br>第1切断装置<br>第2切断装置<br>低レベル固体廃棄物貯蔵設備  | B<br>B<br>B<br>B<br>B<br>B<br>B<br>B<br>B<br>B |      |       | 機器等の支持構造物 | B     | 高レベル廃液ガラス固化建屋<br>第1ガラス固化体貯蔵建屋<br>低レベル廃棄物処理建屋<br>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋<br>チャンネルボックス・バーナブルボイゾン処理建屋<br>ハル・エンドピース貯蔵建屋 |      |               |
|       |   | その他再処理設備の附属施設 | 分析設備  | B  |      |       | 機器等の支持構造物 | B     | 分析建屋  |      |               |

6-1-307

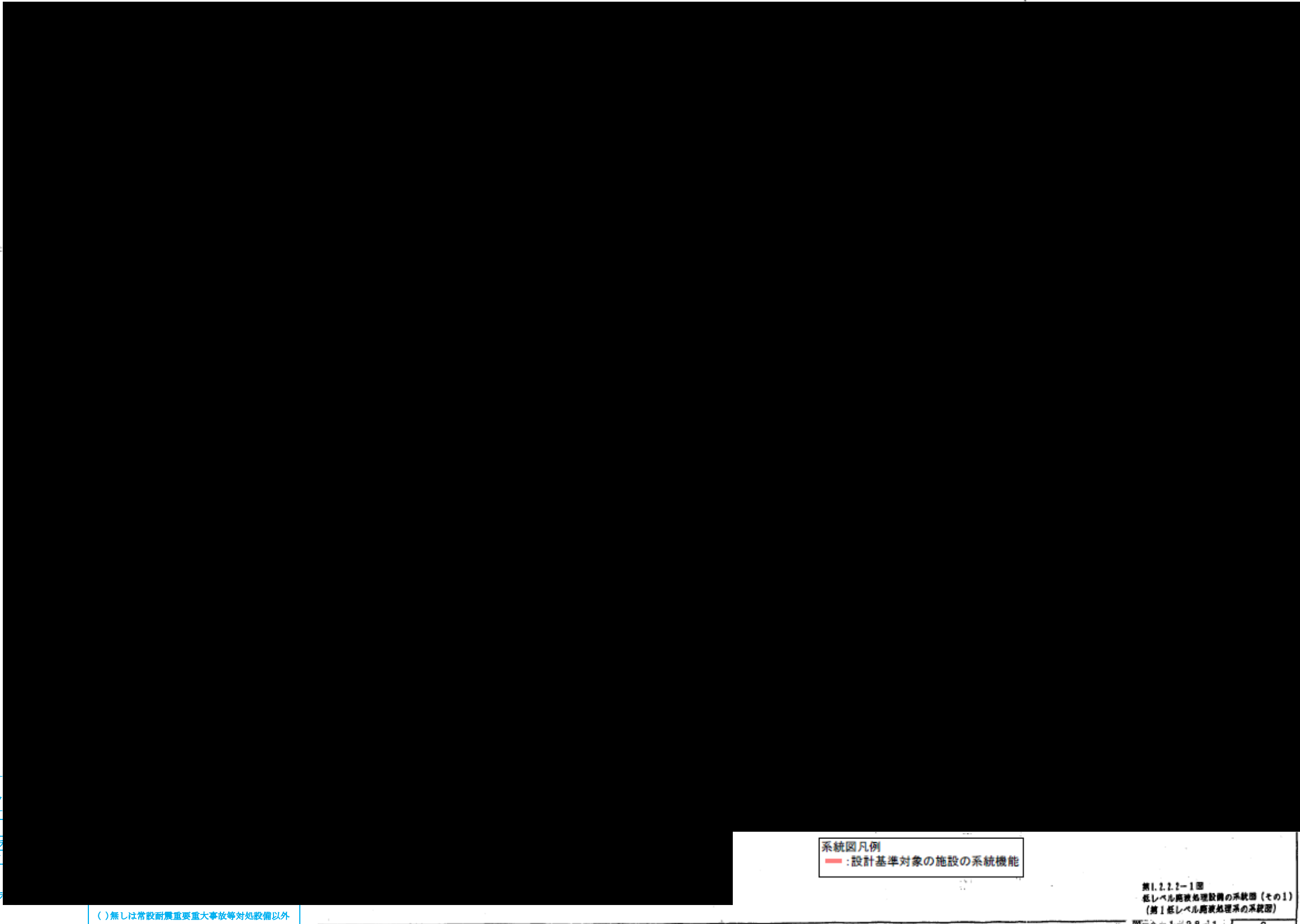
添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋(2/2)

(つづき)

| 耐震クラス | クラス別施設        | 主要設備等             |  |                       | 補助設備 |       | 直接支持構造物   |       | 間接支持構造物                            |      | 波及的影響を考慮すべき設備 |
|-------|---------------|-------------------|--|-----------------------|------|-------|-----------|-------|------------------------------------|------|---------------|
|       |               | (注1)              |  |                       | (注2) |       | (注3)      |       | (注4)<br>(注10)                      |      | (注5)          |
|       |               | 施設名               | 適用範囲   | 耐震クラス                 | 適用範囲 | 耐震クラス | 適用範囲      | 耐震クラス | 適用範囲                               | 適用範囲 |               |
| C     | S、Bクラスに属さない施設 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 | 使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン<br>使用済燃料輸送容器移送台車<br>使用済燃料輸送容器保守設備  | C<br>C<br>C           |      |       | 機器等の支持構造物 | C     | 使用済燃料輸送容器管理建屋(注8)<br>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 |      |               |
|       |               | 気体廃棄物の廃棄施設        | S及びBクラス以外の塔槽類廃ガス処理設備及び換気設備   | C                     |      |       | 機器等の支持構造物 | C     |                                    |      |               |
|       |               | 液体廃棄物の廃棄施設        | 第2放出前貯槽<br>第2海洋放出ポンプ<br>海洋放出管<br>(第2海洋放出ポンプを経て第1海洋放出ポンプから導かれる海洋放出管との合流点までの範囲)<br>低レベル廃液処理設備<br>(MOX燃料加工施設との取合いに係る配管) | C<br>C<br>C<br>C<br>C |      |       | 機器等の支持構造物 | C     | 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋<br>低レベル廃液処理建屋      |      |               |

記載方法 (左側: DB,  
記載凡例: DB 耐震ク

| DB/SA |                                     |            |
|-------|-------------------------------------|------------|
| 【DB】  | DB 耐震クラス<br>1.2Ssの有                 |            |
| 【SA】  | SA 耐震クラス<br>( )無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外 |            |
|       | 1.2Ssの有無(右側)(対処系)                   | 1.2Ss, 無記入 |



第5-1図 第1低レベル廃液処理系の耐震クラス範囲の概要図





記載方法 (左側 : DB, 右側 : SA)  
 記載凡例 : DB 耐震クラス, 1.2Ss/SA 耐震クラス, 1.2Ss

系統図凡例  
 — : 設計基準対象の施設の系統機能

| DB/SA | 記載項目              | 記載内容   |
|-------|-------------------|--|
| 【DB】  | DB 耐震クラス          | S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2  |
|       | 1.2Ssの有無(左側)(起因系) | 1.2Ss, 無記入   |
| 【SA】  | SA 耐震クラス          | (S), (B), (C), S, B, C<br>( )は常設耐震重要重大事故等対処設備<br>(代替元の耐震クラスを記載)<br>( )無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外 |
|       | 1.2Ssの有無(右側)(対処系) | 1.2Ss, 無記入   |

第1.1.1.1-2図  
 低レベル廃液処理設備の系統図(その2)  
 (第2低レベル廃液処理系の不統図)  
 図-へ-1+28-3 : G

第5-2図 第2低レベル廃液処理系の耐震クラス範囲の概要図

記載方法 (左側 : DB, 右側 : SA)  
 記載凡例 : DB 耐震クラス, 1. 2Ss/SA 耐震クラス, 1. 2Ss

| DB/SA | 記載項目               | 記載内容   |
|-------|--------------------|--|
| 【DB】  | DB 耐震クラス           | S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2  |
|       | 1. 2Ssの有無(左側)(起因系) | 1. 2Ss, 無記入  |
| 【SA】  | SA 耐震クラス           | (S), (B), (C), S, B, C<br>( )は常設耐震重要重大事故等対処設備<br>(代替元の耐震クラスを記載)<br>( )無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外 |
|       | 1. 2Ssの有無(右側)(対処系) | 1. 2Ss, 無記入  |

系統図凡例  
 — : 設計基準対象の施設の系統機能  
 — : 設備区分点

れ施設及び貯蔵施  
 設廃液処理系

第 5 - 3 図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の耐震クラス範囲の概要図

記載方法（左側：DB, 右側：SA）  
 記載凡例：DB 耐震クラス

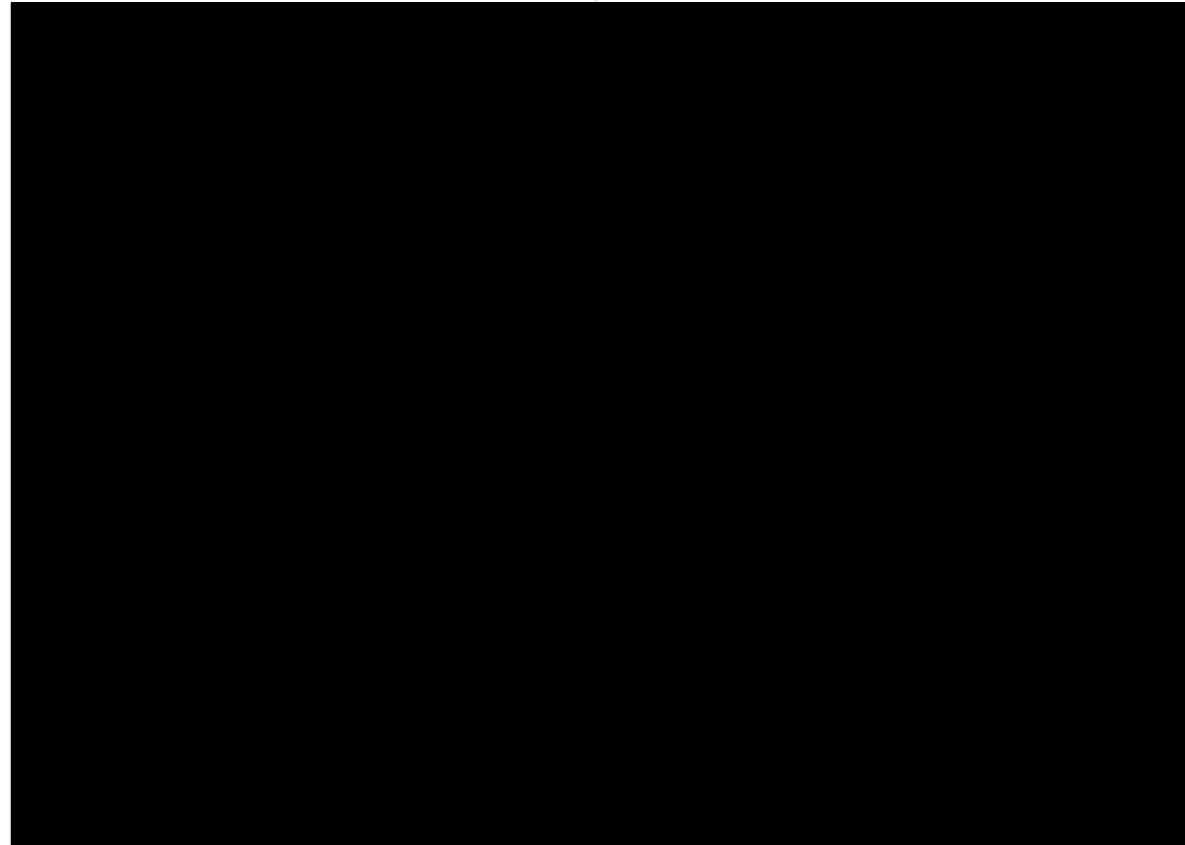
| DB/SA | 記                     |
|-------|-----------------------|
| 【DB】  | DB 耐震クラス<br>1. 2Ssの有無 |
| 【SA】  | SA 耐震クラス<br>1. 2Ssの有無 |



第1.2.2.1-3図  
 低レベル廃液処理設備の系統図（その3）  
 （油分除去系の系統図）

図-4-1-28-4 F

第5-4図 油分除去系の耐震クラス範囲の概要図



記載方法 (左側 : DB, 右側 : SA)  
 記載凡例 : DB 耐震クラス, 1.2Ss/SA 耐震クラス, 1.2Ss

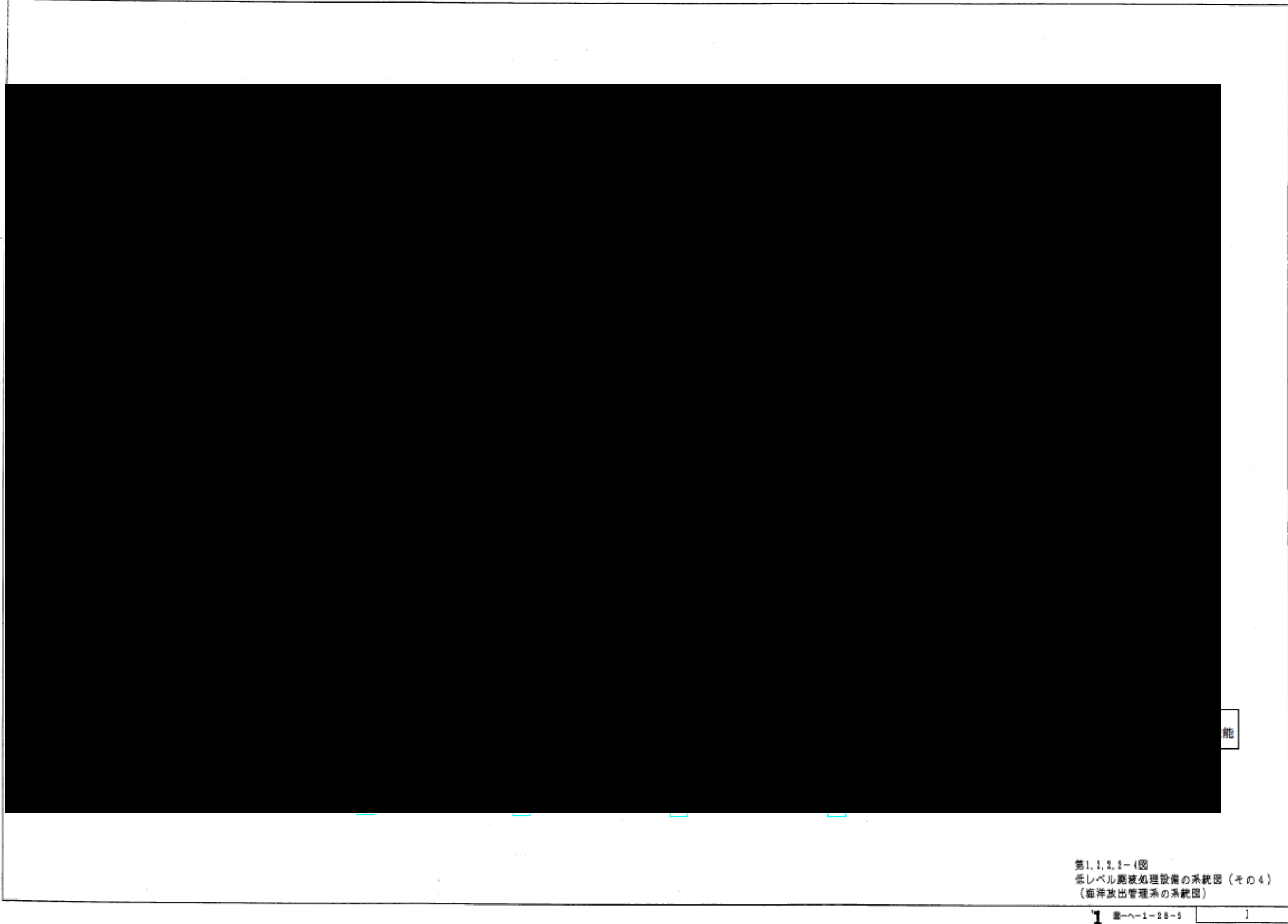
系統図凡例  
 — : 設計基準対象の施設の系統機能  
 — : 設備区分点

| DB/SA | 記載項目              | 記載内容   |
|-------|-------------------|--|
| 【DB】  | DB 耐震クラス          | S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2  |
|       | 1.2Ssの有無(左側)(起因系) | 1.2Ss, 無記入   |
| 【SA】  | SA 耐震クラス          | (S), (B), (C), S, B, C<br>( )は常設耐震重要重大事故等対処設備<br>(代替元の耐震クラスを記載)<br>( )無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外 |
|       | 1.2Ssの有無(右側)(対処系) | 1.2Ss, 無記入   |

注記  
 \*1: 申請範囲には管継手を含む。

第1.1.2.1.2-1図  
 海洋放出管理系の系統図

第5-5図 海洋放出管理系の耐震クラス範囲の概要図(その1)



第5-6図 海洋放出管理系の耐震クラス範囲の概要図(その2)



第5-7図 海洋放出管理系の耐震クラス範囲の概要図(その3)

#### 4. 抽出結果

色塗りにて抽出した機器等のリスト(抽出リスト)、色塗り結果を「添付3」に示す。  
抽出結果を反映した申請対象設備リストを「添付2」に示す。

設計図書等を確認するにあたり、設計図書の記載に係る留意事項を「別紙1-2-6」に示す。

また、低レベル廃液処理設備の設計図書等の色塗りについては、主流路となる範囲が明確になるように着色(設計基準対象の施設に係る系統機能は赤)する。

以上

## 添付 1

### 別紙 2 機能要求②抜粋 (低レベル廃液処理設備)

#### 共通09 別紙 2 一覧参照

| No. | 名称             |
|-----|----------------|
| 7   | 第 10 条：閉じ込めの機能 |
| 20  | 第 24 条：廃棄施設    |



## 添付 2

申請対象設備リスト  
(低レベル廃液処理設備)









申請対象設備リスト (系統設備)  
(3/3)

| 番号 | 施設区分        |            |   | 設備区分       |                            |   | 機器名称(許可)                   | 機器名称                  | 機種    | 基本設計方針<br>紐付け番号              | エビデンス<br>紐付け番号 | 設置場所                   | 数量  | 申請回 | 変更区分 | DR区分 | SA区分 | 耐震設計   | 兼用<br>(主従) | 共用<br>(主従) | 備考         |
|----|-------------|------------|---|------------|----------------------------|---|----------------------------|-----------------------|-------|------------------------------|----------------|------------------------|-----|-----|------|------|------|--------|------------|------------|------------|
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設<br>及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設<br>及び貯蔵施設廃液処理系 | 第6低レベル廃液蒸発缶加熱器        | 熱交換器  | 10条-1<br>24条-4               | 機-27           | FA                     | 1   | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-    | —          | —          |            |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設<br>及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設<br>及び貯蔵施設廃液処理系 | キャスク内部水ポンプ            | ポンプ   | 24条-4                        | 機-28           | FA                     | 2   | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-    | —          | —          |            |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設<br>及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設<br>及び貯蔵施設廃液処理系 | 低レベル廃液収集ポンプ           | ポンプ   | 24条-4                        | 機-29           | FA                     | 2   | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-    | —          | —          |            |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設<br>及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設<br>及び貯蔵施設廃液処理系 | 低レベル廃液サンプルポンプ         | ポンプ   | 24条-4                        | 機-30           | FA                     | 2   | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-    | —          | —          |            |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設<br>及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設<br>及び貯蔵施設廃液処理系 | 極低レベル廃液中和ポンプ          | ポンプ   | 24条-4                        | 機-31           | FA                     | 2   | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-    | —          | —          |            |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設<br>及び貯蔵施設廃液処理系 | — | ポンプ                        | 低レベル濃縮廃液ポンプ           | ポンプ   | 25条-4                        | 機-32           | FA                     | 2   | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-    | —          | —          |            |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設<br>及び貯蔵施設廃液処理系 | — | ポンプ                        | 低レベル濃縮廃液ポンプ           | ポンプ   | 25条-4                        | 機-33           | FA                     | 1   | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-    | —          | —          |            |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設<br>及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設<br>及び貯蔵施設廃液処理系 | 第6低レベル廃液蒸発缶循環ポンプ      | ポンプ   | 24条-4                        | 機-34           | FA                     | 1   | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-    | —          | —          |            |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設<br>及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設<br>及び貯蔵施設廃液処理系 | 主配管 (低レベル廃液処理系)       | 主配管   | 10条-1<br>24条-4<br>25条-12, 13 | 配-1            | FA, FB, AA, AB, AD, 屋外 | 一式  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B, C/- | —          | —          | 流体: 低レベル廃液 |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設<br>及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設<br>及び貯蔵施設廃液処理系 | 主配管 (漏えい拡大防止系)        | 主配管   | 10条-1, 7                     | 配-2            | FA, FC                 | 一式  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B, C/- | —          | —          | 流体: 低レベル廃液 |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 油分除去系                      | — | 油分除去系                      | 油分除去廃液貯槽              | 容器    | 10条-1<br>24条-4               | 機-04-2         | AD                     | 1   | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-    | —          | —          |            |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 油分除去系                      | — | 油分除去装置                     | 油分除去装置                | ろ過装置  | 10条-1<br>24条-4               | 機-04-3         | AD                     | 2   | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-    | —          | —          |            |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 油分除去系                      | — | 油分除去系                      | 油分除去装置砂ろ過器            | ろ過装置  | 10条-1<br>24条-4               | 機-04-4         | AD                     | 2   | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-    | —          | —          |            |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 油分除去系                      | — | 油分除去系                      | 主配管 (溶液保持系、低レベル廃液処理系) | 主配管   | 10条-1<br>24条-4               | 配-04-1         | AD                     | 一式  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-    | —          | —          | 流体: 低レベル廃液 |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 油分除去系                      | — | 油分除去系                      | 主配管 (廃ガス処理系)          | 主配管   | 10条-14, 15<br>24条-3          | 配-04-2         | AD                     | 一式  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-    | —          | —          | 流体: 廃ガス    |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                    | — | 第2放出前貯槽                    | 第2放出前貯槽               | 容器    | 10条-1<br>24条-4               | 機-01-1         | FB                     | 2   | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | C/-    | —          | —          |            |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                    | — | 海洋放出管理系                    | 主配管 (低レベル廃液処理系)       | 主配管   | 10条-1<br>24条-4               | 配-01-1         | FB                     | 一式  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | C/-    | —          | —          | 流体: 低レベル廃液 |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                    | — | 漏えい液受皿                     | 漏えい液受皿                | 10条-7 | 機-07-1                       | AT             | 一式                     | ②-3 | 既設  | 非安重  | —    | C/-  | —      | —          | —          |            |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                    | — | 第1放出前貯槽                    | 第1放出前貯槽               | 容器    | 10条-1<br>24条-4               | 機-04-1         | AD                     | 4   | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-    | —          | —          | MOX (再処理主) |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                    | — | 第1海洋放出ポンプ                  | 第1海洋放出ポンプ             | ポンプ   | 10条-1<br>24条-4               | 機-04-2         | AD                     | 2   | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-    | —          | —          | MOX (再処理主) |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                    | — | 海洋放出管理系                    | 主配管 (溶液保持系、低レベル廃液処理系) | 主配管   | 10条-1<br>24条-4               | 配-04-1         | AD                     | 一式  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-    | —          | —          | 流体: 低レベル廃液 |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                    | — | 海洋放出管理系                    | 主配管 (溶液保持系、低レベル廃液処理系) | 主配管   | 10条-1<br>24条-4               | 配-04-2         | AD                     | 一式  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B, C/- | —          | —          | MOX (再処理主) |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                    | — | 海洋放出管理系                    | 海洋放出管                 | 主配管   | 10条-1<br>24条-4               | 配-04-3         | AD~R1                  | 一式  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-    | —          | —          | MOX (再処理主) |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                    | — | 海洋放出管理系                    | 主配管 (溶液保持系)           | 主配管   | 10条-1                        | 配-04-4         | AD~R1                  | 一式  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-    | —          | —          | 流体: 空気     |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                    | — | 海洋放出管理系                    | インアクティブ廃液槽            | 容器    | 10条-1<br>24条-4               | 機-02-1         | AE                     | 1   | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-    | —          | —          | —          |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                    | — | 海洋放出管理系                    | 主配管 (溶液保持系、低レベル廃液処理系) | 主配管   | 10条-1<br>24条-4               | 配-02-1         | AE/AA/AB/AD/屋外         | 一式  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-    | —          | —          | 流体: 低レベル廃液 |
|    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                    | — | 海洋放出管理系                    | 主配管 (漏えい拡大防止系)        | 主配管   | 10条-7                        | 配-05-1         | CA                     | 一式  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-    | —          | —          | 流体: 低レベル廃液 |

### 添付 3

申請対象設備抽出結果  
(低レベル廃液処理設備)

(1) 第1低レベル廃液処理系

## (2) 第2低レベル廃液処理系

### (3) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系



#### (4) 油分除去系

## (5) 海洋放出管理系

抽出リスト (機器)  
(1/3)

【機器等の抽出】

| 紐付け番号 | 施設区分        |            |   | 設備区分       |                        |   | 機器名称(許可)               | 機器名称  | 機種   | 機器番号 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | DB区分 | SA区分 | 耐震設計 | 兼用(主従) | 共用(主従) | 備考 |
|-------|-------------|------------|---|------------|------------------------|---|------------------------|---|------|------|------|----|-----|------|------|------|------|--------|--------|----|
| 機-1   | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | キャスク内部水受槽                                   | 容器   |      | FA   | 2  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-  | —      | —      |    |
| 機-11  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | 低レベル廃液収集槽                                   | 容器   |      | FA   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-  | —      | —      |    |
| 機-2   | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | 低レベル廃液サンプル槽                                 | 容器   |      | FA   | 2  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-  | —      | —      |    |
| 機-3   | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | 極低レベル廃液中和槽                                  | 容器   |      | FA   | 2  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-  | —      | —      |    |
| 機-4   | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 低レベル濃縮廃液貯槽             | 低レベル濃縮廃液貯槽                                  | 容器   |      | FA   | 2  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-  | —      | —      |    |
| 機-5   | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 低レベル濃縮廃液貯槽             | 低レベル濃縮廃液貯槽                                  | 容器   |      | FA   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-  | —      | —      |    |
| 機-6   | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | 極低レベル廃液サンプル槽                                | 容器   |      | FA   | 2  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-  | —      | —      |    |
| 機-8   | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 第5低レベル廃液蒸発缶            | 第5低レベル廃液蒸発缶                                 | 容器   |      | FA   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-  | —      | —      |    |
| 機-9   | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 第6低レベル廃液蒸発缶            | 第6低レベル廃液蒸発缶                                 | 容器   |      | FA   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-  | —      | —      |    |
| 機-10  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | 第6低レベル廃液蒸発缶デミスタ                             | 容器   |      | FA   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-  | —      | —      |    |
| 機-12  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 漏えい液受皿                 | キャスク内部水受槽A漏えい液受皿                            | 容器   |      | FA   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | -/-  | —      | —      |    |
| 機-13  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 漏えい液受皿                 | キャスク内部水受槽B漏えい液受皿                            | 容器   |      | FA   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | -/-  | —      | —      |    |
| 機-14  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 漏えい液受皿                 | 第1ろ過装置A漏えい液受皿A                              | 容器   |      | FA   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | -/-  | —      | —      |    |
| 機-15  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 漏えい液受皿                 | 第1ろ過装置A漏えい液受皿B                              | 容器   |      | FA   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | -/-  | —      | —      |    |
| 機-16  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 漏えい液受皿                 | 第1ろ過装置B漏えい液受皿A                              | 容器   |      | FA   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | -/-  | —      | —      |    |
| 機-17  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 漏えい液受皿                 | 第1ろ過装置B漏えい液受皿B                              | 容器   |      | FA   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | -/-  | —      | —      |    |
| 機-18  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 漏えい液受皿                 | 第1ろ過装置A弁室漏えい液受皿                             | 容器   |      | FA   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | -/-  | —      | —      |    |
| 機-19  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 漏えい液受皿                 | 第1ろ過装置A弁室漏えい液受皿                             | 容器   |      | FA   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | -/-  | —      | —      |    |
| 機-20  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 漏えい液受皿                 | 北第1配管室漏えい液受皿                                | 容器   |      | FA   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | -/-  | —      | —      |    |
| 機-21  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 漏えい液受皿                 | キャスク内部除染水受槽室受皿                              | 容器   |      | FC   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | -/-  | —      | —      |    |
| 機-22  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 漏えい液受皿                 | 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/使用済燃料輸送容器管理建屋(除染エリア)間洞道漏えい液受皿 | 容器   |      | 屋外   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-  | —      | —      |    |
| 機-23  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 第1ろ過装置                 | 第1ろ過装置                                      | ろ過装置 |      | FA   | 2  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-  | —      | —      |    |
| 機-24  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 第2ろ過装置                 | 第2ろ過装置                                      | ろ過装置 |      | FA   | 2  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-  | —      | —      |    |

抽出リスト (機器)  
(2/3)

【機器等の抽出】

| 紐付け番号   | 施設区分        |            |   | 設備区分       |                        |   | 機器名称(許可)               | 機器名称             | 機種   | 機器番号 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | DB区分 | SA区分 | 耐震設計  | 兼用(主従) | 共用(主従)    | 備考 |
|---------|-------------|------------|---|------------|------------------------|---|------------------------|------------------|------|------|------|----|-----|------|------|------|-------|--------|-----------|----|
| 機-25    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 脱塩装置                   | 脱塩装置             | ろ過装置 |      | FA   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —         |    |
| 機-27    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | 第6低レベル廃液蒸発缶加熱器   | 熱交換器 |      | FA   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —         |    |
| 機-28    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | キャスク内部水ポンプ       | ポンプ  |      | FA   | 2  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —         |    |
| 機-29    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | 低レベル廃液収集ポンプ      | ポンプ  |      | FA   | 2  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —         |    |
| 機-30    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | 低レベル廃液サンプルポンプ    | ポンプ  |      | FA   | 2  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —         |    |
| 機-31    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | 極低レベル廃液中和ポンプ     | ポンプ  |      | FA   | 2  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —         |    |
| 機-32    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | ポンプ                    | 低レベル濃縮廃液ポンプ      | ポンプ  |      | FA   | 2  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —         |    |
| 機-33    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | ポンプ                    | 低レベル濃縮廃液ポンプ      | ポンプ  |      | FA   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —         |    |
| 機-34    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | 第6低レベル廃液蒸発缶循環ポンプ | ポンプ  |      | FA   | 1  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —         |    |
| 機-01-1  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                | — | 第2放出前貯槽                | 第2放出前貯槽          | 容器   |      | FB   | 2  | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | C/-   | —      | —         |    |
| 機-02-1  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系            | — | 第1低レベル廃液処理系            | 極低レベル含塩廃液受槽      | 容器   |      | AA   | 1  | ②-3 | 既設   | 非安重  | —    | C/-   | —      | —         |    |
| 機-02-1  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系            | — | 第1低レベル廃液処理系            | 極低レベル含塩廃液受槽      | 容器   |      | AE   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —         |    |
| 機-02-1  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                | — | 海洋放出管理系                | インアクティブ廃液槽       | 容器   |      | AE   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-   | —      | —         |    |
| 機-02-1  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第2低レベル廃液処理系            | — | 第2低レベル廃液処理系            | 極低レベル無塩廃液受槽      | 容器   |      | AA   | 1  | ②-3 | 既設   | 非安重  | —    | C/-   | —      | —         |    |
| 機-03-1  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系            | — | 第1低レベル廃液処理系            | 極低レベル含塩廃液受槽      | 容器   |      | AB   | 1  | ②-3 | 既設   | 非安重  | —    | C/-   | —      | —         |    |
| 機-03-1  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第2低レベル廃液処理系            | — | 第2低レベル廃液処理系            | 極低レベル無塩廃液受槽      | 容器   |      | AB   | 1  | ②-3 | 既設   | 非安重  | —    | C/-   | —      | —         |    |
| 機-04-1  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                | — | 第1放出前貯槽                | 第1放出前貯槽          | 容器   |      | AD   | 4  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | OX (再処理主) |    |
| 機-04-2  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                | — | 第1海洋放出ポンプ              | 第1海洋放出ポンプ        | ポンプ  |      | AD   | 2  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | OX (再処理主) |    |
| 機-04-1  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系            | — | 第1低レベル廃液処理系            | 低レベル廃液受槽         | 容器   |      | AD   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —         |    |
| 機-04-2  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系            | — | 第1低レベル第2廃液受槽           | 第1低レベル第2廃液受槽     | 容器   |      | AD   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —         |    |
| 機-04-10 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系            | — | 第1低レベル廃液処理系            | 濃縮廃液貯槽           | 容器   |      | AD   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —         |    |
| 機-04-11 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系            | — | 第1低レベル廃液処理系            | 極低レベル含塩廃液受槽      | 容器   |      | AC   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-   | —      | —         |    |
| 機-04-12 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系            | — | 第1低レベル廃液蒸発缶            | 第1低レベル廃液蒸発缶      | 容器   |      | AD   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B-1/- | —      | —         |    |

抽出リスト (機器)  
(3/3)

【機器等の抽出】

| 紐付け番号   | 施設区分        |            |   | 設備区分       |             |   | 機器名称(許可)     | 機器名称                | 機種     | 機器番号 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | DB区分 | SA区分 | 耐震設計  | 兼用(主従) | 共用(主従) | 備考 |
|---------|-------------|------------|---|------------|-------------|---|--------------|---------------------|--------|------|------|----|-----|------|------|------|-------|--------|--------|----|
| 機-04-13 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 第1低レベル第1廃液受槽 | 第1低レベル第1廃液受槽        | 容器     |      | AD   | 4  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —      | —  |
| 機-04-14 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 第1低レベル廃液処理系  | 第1低レベル凝縮水受槽         | 容器     |      | AD   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-   | —      | —      | —  |
| 機-04-31 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 第1低レベル廃液処理系  | 濃縮廃液受槽              | 容器     |      | AD   | 2  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —      | —  |
| 機-04-29 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 第1低レベル廃液処理系  | 放射性配管分岐室漏えい液受皿1     | 漏えい液受皿 |      | AD   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —      | —  |
| 機-04-15 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 第1低レベル廃液処理系  | 放射性配管分岐室漏えい液受皿2     | 漏えい液受皿 |      | AD   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —      | —  |
| 機-04-30 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 第1低レベル廃液処理系  | 放射性配管分岐室漏えい液受皿3     | 漏えい液受皿 |      | AD   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —      | —  |
| 機-04-25 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 第1低レベル廃液処理系  | 第1低レベル第2廃液受槽室漏えい液受皿 | 漏えい液受皿 |      | AD   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —      | —  |
| 機-04-26 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 第1低レベル廃液処理系  | 第1低レベル廃液蒸発缶室漏えい液受皿  | 漏えい液受皿 |      | AD   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —      | —  |
| 機-04-27 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 第1低レベル廃液処理系  | 第1低レベル濃縮廃液貯槽室漏えい液受皿 | 漏えい液受皿 |      | AD   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —      | —  |
| 機-04-28 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 第1低レベル廃液処理系  | 廃液受槽セル漏えい液受皿        | 漏えい液受皿 |      | AC   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —      | —  |
| 機-04-1  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第2低レベル廃液処理系 | — | 第2低レベル廃液処理系  | 極低レベル無塩廃液受槽         | 容器     |      | AC   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-   | —      | —      | —  |
| 機-04-3  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第2低レベル廃液処理系 | — | 第2低レベル廃液蒸発缶  | 第2低レベル廃液蒸発缶         | 容器     |      | AD   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B-1/- | —      | —      | —  |
| 機-04-4  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第2低レベル廃液処理系 | — | 第2低レベル廃液受槽   | 第2低レベル第1廃液受槽        | 容器     |      | AD   | 4  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-   | —      | —      | —  |
| 機-04-5  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第2低レベル廃液処理系 | — | 第2低レベル廃液処理系  | 第2低レベル凝縮水受槽         | 容器     |      | AD   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-   | —      | —      | —  |
| 機-04-2  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 油分除去系       | — | —            | 油分除去廃液貯槽            | 容器     |      | AD   | 2  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-   | —      | —      | —  |
| 機-04-3  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 油分除去系       | — | 油分除去装置       | 油分除去装置              | ろ過装置   |      | AD   | 2  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-   | —      | —      | —  |
| 機-04-4  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 油分除去系       | — | —            | 油分除去装置砂ろ過器          | ろ過装置   |      | AD   | 2  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-   | —      | —      | —  |
| 機-07-1  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系     | — | 漏えい液受皿       |                     | 漏えい液受皿 |      | AT   | 一式 | ②-3 | 既設   | 非安重  | —    | C/-   | —      | —      | —  |
| 機-07-2  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 漏えい液受皿       | AT01/AT02漏えい液受皿1    | 漏えい液受皿 |      | AT   | 一式 | ②-3 | 既設   | 非安重  | —    | C/-   | —      | —      | —  |
| 機-07-3  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 漏えい液受皿       | AT01/AT02漏えい液受皿2    | 漏えい液受皿 |      | AT   | 一式 | ②-3 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —      | —  |
| 機-07-4  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 漏えい液受皿       | AT02/AT05漏えい液受皿1    | 漏えい液受皿 |      | AT   | 一式 | ②-3 | 既設   | 非安重  | —    | B-2/- | —      | —      | —  |
| 機-07-5  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 漏えい液受皿       | AT02漏えい液受皿2         | 漏えい液受皿 |      | AT   | 一式 | ②-3 | 既設   | 非安重  | —    | B-2/- | —      | —      | —  |
| 機-07-6  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 漏えい液受皿       | AT02漏えい液受皿3         | 漏えい液受皿 |      | AT   | 一式 | ②-3 | 既設   | 非安重  | —    | C-1/- | —      | —      | —  |
| 機-07-7  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 漏えい液受皿       | AT02/AT05漏えい液受皿2    | 漏えい液受皿 |      | AT   | 一式 | ②-3 | 既設   | 非安重  | —    | C-1/- | —      | —      | —  |
| 機-07-8  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 漏えい液受皿       | AT01漏えい液受皿1         | 漏えい液受皿 |      | AT   | 一式 | ②-3 | 既設   | 非安重  | —    | C/-   | —      | —      | —  |
| 機08-7   | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 第1低レベル廃液処理系  | 極低レベル廃液受槽           | 容器     |      | DA   | 2  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-   | —      | —      | —  |
| 機08-8   | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 第1低レベル廃液処理系  | 低レベル廃液受槽            | 容器     |      | DA   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —      | —  |
| 機08-9   | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 第1低レベル廃液処理系  | 低レベル廃液受槽漏えい液受皿      | 容器     |      | DA   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | -/-   | —      | —      | —  |
| 機-13-1  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 第1低レベル廃液処理系  | 低レベル含塩廃液受槽          | 容器     |      | AH   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-   | —      | —      | —  |
| 機-13-2  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | — | 第1低レベル廃液処理系  | 極低レベル廃液受槽           | 容器     |      | AH   | 1  | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-   | —      | —      | —  |

抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

| 紐付け番号  | 施設区分        |            |   | 設備区分       |                        |   | 機器名称(許可)               | 機器名称                    | 機種  | 機器番号 | 設置場所                   | 数量 | 申請回 | 変更区分 | DB区分 | SA区分 | 耐震設計     | 兼用(主従) | 共用(主従)    | 備考                   |
|--------|-------------|------------|---|------------|------------------------|---|------------------------|-------------------------|-----|------|------------------------|----|-----|------|------|------|----------|--------|-----------|----------------------|
| 配-1    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | 主配管 (低レベル廃液処理系)         | 主配管 | —    | FA, FB, AA, AB, AD, 屋外 | 一式 | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B, C/-   | —      | —         | 流体: 低レベル廃液           |
| 配-2    | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | — | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 | 主配管 (漏えい拡大防止系)          | 主配管 | —    | FA, FC                 | 一式 | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | B, C/-   | —      | —         | 流体: 低レベル廃液           |
| 配-01-1 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                | — | 海洋放出管理系                | 主配管 (低レベル廃液処理系)         | 主配管 | —    | FB                     | 一式 | ①-3 | 既設   | 非安重  | —    | C/-      | —      | —         | 流体: 低レベル廃液           |
| 配-02-1 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系            | — | 第1低レベル廃液処理系            | 主配管 (溶液保持系、低レベル廃液処理系)   | 主配管 | —    | AA/AB/AD/屋外            | 一式 | ②-3 | 既設   | 非安重  | —    | B, C/-   | —      | —         | 流体: 低レベル廃液           |
| 配-02-1 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系            | — | 第1低レベル廃液処理系            | 主配管 (溶液保持系、低レベル廃液処理系)   | 主配管 | —    | AE/AA/AB/AD/屋外         | 一式 | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-      | —      | —         | 流体: 低レベル廃液           |
| 配-02-1 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                | — | 海洋放出管理系                | 主配管 (溶液保持系、低レベル廃液処理系)   | 主配管 | —    | AE/AA/AB/AD/屋外         | 一式 | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-      | —      | —         | 流体: 低レベル廃液           |
| 配-02-1 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第2低レベル廃液処理系            | — | 第2低レベル廃液処理系            | 主配管 (溶液保持系、低レベル廃液処理系)   | 主配管 | —    | AA/AB/AD/屋外            | 一式 | ②-3 | 既設   | 非安重  | —    | C/-      | —      | —         | 流体: 低レベル廃液           |
| 配-03-1 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系            | — | 第1低レベル廃液処理系            | 主配管 (溶液保持系、低レベル廃液処理系)   | 主配管 | —    | AB, AT, AD             | 一式 | ②-3 | 既設   | 非安重  | —    | C/-      | —      | —         | 流体: 低レベル放射性液体廃棄物     |
| 配-03-1 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第2低レベル廃液処理系            | — | 第2低レベル廃液処理系            | 主配管 (溶液保持系、低レベル廃液処理系)   | 主配管 | —    | AB, AT, AD             | 一式 | ②-3 | 既設   | 非安重  | —    | C/-      | —      | —         | 流体: 低レベル放射性液体廃棄物     |
| 配-04-1 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                | — | 海洋放出管理系                | 主配管 (溶液保持系、低レベル廃液処理系)   | 主配管 | —    | AD                     | 一式 | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-      | —      | —         | 流体: 低レベル廃液           |
| 配-04-2 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                | — | 海洋放出管理系                | 主配管 (溶液保持系、低レベル廃液処理系)   | 主配管 | —    | AD                     | 一式 | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B, C/-   | —      | OX (再処理主) | 流体: 低レベル廃液           |
| 配-04-3 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                | — | 海洋放出管理系                | 海洋放出管                   | 主配管 | —    | AD~R1                  | 一式 | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-      | —      | OX (再処理主) | 流体: 低レベル廃液           |
| 配-04-4 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                | — | 海洋放出管理系                | 主配管 (溶液保持系)             | 主配管 | —    | AD~R1                  | 一式 | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-      | —      | —         | 流体: 空気               |
| 配-04-1 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系            | — | 第1低レベル廃液処理系            | 主配管 (溶液保持系、低レベル廃液処理系)   | 主配管 | —    | AC, AT, AD             | 一式 | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B, C/-   | —      | —         | 流体: 低レベル廃液           |
| 配-04-3 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系            | — | 第1低レベル廃液処理系            | 主配管 (漏えい拡大防止系)          | 主配管 | —    | AD                     | 一式 | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-      | —      | —         | 流体: 低レベル廃液等          |
| 配-04-4 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系            | — | 第1低レベル廃液処理系            | 主配管 (溶液保持系、低レベル濃縮廃液処理系) | 主配管 | —    | AD, AT, DA             | 一式 | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B/-      | —      | —         | 流体: 低レベル廃液等          |
| 配-04-1 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第2低レベル廃液処理系            | — | 第2低レベル廃液処理系            | 主配管 (溶液保持系、低レベル廃液処理系)   | 主配管 | —    | AC, AD                 | 一式 | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B, C/-   | —      | —         | 流体: 低レベル廃液           |
| 配-04-3 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第2低レベル廃液処理系            | — | 第2低レベル廃液処理系            | 主配管 (漏えい拡大防止系)          | 主配管 | —    | AC                     | 一式 | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-      | —      | —         | 流体: 低レベル廃液           |
| 配-04-1 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 油分除去系                  | — | 油分除去系                  | 主配管 (溶液保持系、低レベル廃液処理系)   | 主配管 | —    | AD                     | 一式 | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-      | —      | —         | 流体: 低レベル廃液           |
| 配-05-1 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 海洋放出管理系                | — | 海洋放出管理系                | 主配管 (漏えい拡大防止系)          | 主配管 | —    | CA                     | 一式 | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-      | —      | —         | 流体: 低レベル廃液           |
| 配-05-1 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系            | — | 第1低レベル廃液処理系            | 主配管 (溶液保持系、低レベル廃液処理系)   | 主配管 | —    | BA                     | 一式 | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-      | —      | —         | 流体: ウラン及びプルトニウムを含む溶液 |
| 配08-3  | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系            | — | 第1低レベル廃液処理系            | 主配管 (溶液保持系、低レベル廃液処理系)   | 主配管 | —    | DA                     | 一式 | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | C/-      | —      | —         | 流体: 低レベル廃液           |
| 配-13-1 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 液体廃棄物の廃棄施設 | — | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系            | — | 第1低レベル廃液処理系            | 主配管 (低レベル廃液処理系)         | 主配管 | —    | AH                     | 一式 | ②-4 | 既設   | 非安重  | —    | B-1, C/- | —      | —         | 液体: 低レベル廃液           |



































































































共通09 別紙1-2-4-2-2-5 添付3  
 海洋放出管理系（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋） ②-bの理由整理表

| EFD NO. | 別紙1-2-6 分類*      | ②-bの理由                                      |
|---------|------------------|---|
| 1       | D, J, L          | 一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)          |
| 2       | I, L             | 計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない               |
| 3       | K                | 系統機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない          |
| 4       | A                | 洗浄水の排水時に使用する配管であり主流路としない                    |
| 5       | G                | デミスタで発生した凝縮水ラインであり主流路としない                   |
| 6       | A, B, C, E, F, G | ドレン、 <b>ベント</b> 、 <b>バイパス</b> ラインであり主流路としない |
| 7       | F                | 非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない             |
| 8       | F                | 非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない       |
| 9       | H                | 分析試料採取配管であり主配管としない                          |
| 10      | J                | 移送機器用の真空系統であり主流路としない                        |
| 11      | L                | 崩壊熱除去評価対象外の貯槽への安全冷却水供給ラインであり主流路としない         |
| 12      | G                | かくはん空気による水素掃気バックアップラインであり主流路としない            |
| 13      | F                | 放射性廃液の回収ラインであり主流路としない                       |
| 14      | 個別               | 漏えい液の回収系統を内包する二重管であり主流路としない                 |

\*：分類は別紙1-2-6 「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。



共通09 別紙1-2-4-2-2-1 添付3  
 第1低レベル廃液処理系（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋） ②-bの理由整理表

| EFD NO. | 別紙1-2-6 分類*      | ②-bの理由                                |
|---------|------------------|---------------------------------------|
| 1       | D, J, L          | 一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)    |
| 2       | I, L             | 計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない         |
| 3       | K                | 系統機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない    |
| 4       | A                | 洗浄水の排水時に使用する配管であり主流路としない              |
| 5       | G                | デミスタで発生した凝縮水ラインであり主流路としない             |
| 6       | A, B, C, E, F, G | ドレン、ベント、バイパスラインであり主流路としない             |
| 7       | F                | 非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない       |
| 8       | F                | 非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない |
| 9       | H                | 分析試料採取配管であり主配管としない                    |
| 10      | J                | 移送機器用の真空系統であり主流路としない                  |
| 11      | L                | 崩壊熱除去評価対象外の貯槽への安全冷却水供給ラインであり主流路としない   |
| 12      | G                | かくはん空気による水素掃気バックアップラインであり主流路としない      |
| 13      | F                | 放射性廃液の回収ラインであり主流路としない                 |
| 14      | 個別               | 漏えい液の回収系統を内包する二重管であり主流路としない           |

\*：分類は別紙1-2-6 「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。



共通09 別紙1-2-4-2-2-3

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 ② - bの理由整理表

| No. | 分類    | ② - bの理由  |
|-----|-------|---|
| 1   | L     | 一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)  |
| 2   | C,I   | 計装用の配管(SA対処設備以外)又は信号であり流路ではない   |
| 3   | A,B,E | ドレン、ベント、バイパス、ミニマムフローラインであり主流路としない。  |
| 4   | H     | 分析試料採取配管であり主配管としない  |
| 5   | F     | オーバーフローラインもしくは貯槽の連通口であるため主流路としない。   |
| 6   | D     | 保守時・停止時における機器等の除染・洗浄を行う除染・洗浄ラインであるため主流路としない。                                    |
| 7   | L     | 廃液処理に必要な試薬供給ラインであり主流路としない。  |
| 8   | G     | 処理水が基準値を満たさない場合の戻りラインであり主流路としない。  |
| 9   | K     | 機器及び配管内部の気体廃棄物の廃棄ラインであり主経路としない。   |
| 10  | N     | 将来増設ラインのため主流路としない。  |
| 11  | 個別    | 処理水を再利用するため補給水槽へ移送するラインであるため主流路としない。  |
| 12  | 個別    | 濃縮廃液の再濃縮ラインであり主流路としない。  |
| 13  | 個別    | 洗濯廃液処理ラインは、極微量の放射性物質等を含む廃液をろ過装置でろ過処理するラインであるが、廃棄のための浄化を期待する廃液処理ラインでないため主流路としない。 |
| 14  | 個別    | 廃液発生元からの集液ラインであり主流路としない   |















































































































































共通09 別紙1-2-4-2-2-5  
 海洋放出管理系 ②-bの理由整理表

| EFD NO. | 別紙1-2-6 分類* | ②-bの理由  |
|---------|-------------|---|
| 1       | L           | 一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)                  |
| 2       | C, I        | 計装用の配管(SA対処設備以外)又は信号であり流路ではない                       |
| 3       | A, B, E, F  | ドレン、ベント、オーバーフロー、ミニマムフロー、バイパス、過加圧時の圧力放出ラインであり主流路としない |
| 4       | H           | 分析試料採取配管であり主配管としない                                  |
| 5       | 個別          | 海洋への放出ラインであるが、切り離しを行うため主流路としない。                     |
| 6       | K           | 貯槽内部の気体廃棄物の廃棄ラインであり主経路としない。                         |

\*: 分類は別紙1-2-6 「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。









低レベル廃液処理設備 ②-bの理由整理表

| No. | 分類 | ②-bの理由   |
|-----|----|--|
| 1   | A  | 配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するドレン・ベントラインであるため主流路としない。                        |
| 2   | B  | 配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するバイパスラインであるため主流路としない。                           |
| 3   | C  | 配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するテストラインであるため主流路としない。                            |
| 4   | D  | 除染・洗浄ラインであるため主流路としない。  |
| 5   | E  | 機器故障を防止するために使用するミニマムフローラインであるため、主流路としない。                                 |
| 6   | F  | オーバーフローラインであるため、主流路としない。   |
| 7   | G  | 溶液等均質化、凝縮水を回収（循環）、再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。                          |
| 8   | H  | 少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために使用するラインであるため主流路としない。                             |
| 9   | I  | 計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。  |
| 10  | J  | 機器駆動用システムに付随するサポート系ラインであり、主流路としない。                                       |
| 11  | K  | 閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。                  |
| 12  | L  | 通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。                                  |
| 13  | M  | 崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器（容器、熱交換器等）へ安全冷却水を供給するラインでないため、主流路としない。 |
| 14  | N  | 予備配管及び安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインのため、主流路としない。                                 |
| 15  | 個別 | 雑固体又はドラム缶等の搬送ラインのため主流路と設定しない。  |
| 16  | 個別 | 低レベル廃液の回収ラインのため主流路としない。  |
| 17  | 個別 | ピット水を浄化するものであり、C B B P 処理系において、C B B P を取り扱うラインではないため主流路と設定しない。          |
| 18  | 個別 | 給気系のラインのため主流路と設定しない。   |
| 19  | 個別 | 放射線量が極めて低い排気経路のため主流路と設定しない。  |
| 20  |    |  |









共通09 別紙1-2-4-2-2  
低レベル廃液処理設備 ②-bの理由整理表

| No. | 分類               | ②-bの理由  | 主な流体記号、系統                                      |
|-----|------------------|---|--|
| 1   | D, J, L          | 一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)  | ・ DM, DF, AS, SA, CH配管                         |
| 2   | I, L             | ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない  | ・ GP, プロセス量の計測を行うための検出配管etc※信号線は含まない           |
| 3   | K                | 閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない  | ・ AVライン(VOG etc)<br>・ ルームエア取り込みライン             |
| 4   | A                | 洗浄水の排水時に使用する配管であり主流路としない  | 洗浄液移送ライン                                       |
| 5   | G                | デミスタ、凝縮器で発生した凝縮水ラインであり主流路としない   | デミスタ、凝縮器のドレンライン                                |
| 6   | A, B, C, E, F, G | ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない  | ドレン、ベント、バイパス、オーバーフローライン、テストライン、安全弁取合、バックアップライン |
| 7   | F                | 非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない   | -  |
| 8   | F                | 非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない   | -  |
| 9   | H                | 分析試料採取配管であり主配管としない  | -  |
| 10  | J                | 移送機器用の真空系統であり主流路としない  | -  |
| 11  | L                | 崩壊熱除去評価対象外の貯槽への安全冷却水供給ラインであり主流路としない   | -  |
| 12  | G                | かくはん空気による水素掃気バックアップラインであり主流路としない  | -  |
| 13  | 個別               | 分析設備内からの各グローブボックスからの分析済溶液ラインは、少量のウラン及びプルトニウムを含む分析済溶液の回収ラインのため主流路としない。   | -  |
| 14  | 個別               | 非定常のラインであり主流路としない   | -  |
| 15  | 個別               | 分析廃液の移送に使用する配管であり主流路としない  | -  |
| 16  | 個別               | 洗濯廃液、ユーティリティラインであり主流路としない。  | -  |
| 17  | 個別               | 操作ボックス内の移送ラインは、閉じ込め機能を有していないため主流路としない。  | -  |
| 18  | 個別               | 濃縮・抽出処理で発生する低レベル廃液（凝縮液、抽出残液）の移送ラインは、低レベル廃液の回収ラインのため主流路としない。   | -  |
| 19  | 個別               | 系統機能を有する排気ラインではないため主流路としない  | -  |
| 20  | G                | 貯槽内のかくはんのための、ポンプ、圧縮空気、攪拌機であり主流路としない   | -  |
| 21  | 個別               | 分析設備内からの各グローブボックス等からの分析廃液ラインのため主流路としない  | -  |
| 22  | 個別               | 極低レベル廃ガス移送ラインは、公衆への影響が小さい廃ガスであるため、当該設備の主流路としない。   | 低レベル廃液受槽からの経路                                  |
| 23  | 0                | 廃棄、換気及び閉じ込め機能に係らない換気・空調機用のラインであり、主流路としない。   | -  |
| 24  | 個別               | セル及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する施設の排気経路は、低濃度プルトニウム溶液、ウラン溶液、分析済溶液、低レベル放射性廃棄物を内包する分析済溶液受槽等を収納しておらず、流路に設定した範囲のセル等の廃ガスと比べ放射線量が極めて低いため、当該設備を主流路と設定しない。 | -  |
| 25  | 個別               | 分析建屋給気系は、建屋の換気・空調のバランスを保つための系統であり、万一の場合、閉じ込めモードである送風機停止（給気停止）による排気のみ運転がある。分析建屋設備において重要な系統は、分析建屋排気系であるため、当該設備を主流路と設定しない。                     | -  |
| 26  | 個別               | 系統内の負圧調整用の空気を供給する圧縮空気ライン及び室内空気取り込みラインは、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であるため、主流路と設定しない。  | -  |



































































| EFD NO. | 別紙1-2-6 分類*      | ②-bの理由                                       |
|---------|------------------|--|
| 1       | D, J, L          | 一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)           |
| 2       | I, L             | ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない         |
| 3       | K                | 閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない         |
| 4       | A                | 洗浄水の排水時に使用する配管であり主流路としない                     |
| 5       | G                | デミスタ、凝縮器で発生した凝縮水ラインであり主流路としない                |
| 6       | A, B, C, E, F, G | ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない |
| 7       | G                | 非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない              |
| 8       | G                | 非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない        |
| 9       | H                | 分析試料採取配管であり主配管としない                           |
| 10      | J                | 移送機器用の真空系統であり主流路としない                         |
| 11      | L                | 崩壊熱除去評価対象外の貯槽への安全冷却水供給ラインであり主流路としない          |
| 12      | G                | かくはん空気による水素掃気バックアップラインであり主流路としない             |
| 13      | 個別               | Pu/HAW液保持に係らない分析設備のラインであり、主流路としない。           |
| 14      | 個別               | Pu/HAW液保持に係らない廃液、硝酸、溶媒等の移送ラインのため主流路としない。     |
| 15      | 個別               | 放射線レベル計測槽のラインは主流路と設定しない。                     |

\*：分類は別紙1-2-6 「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。



| EFD NO. | 別紙1-2-6 分類*      | ②-bの理由                                       |
|---------|------------------|--|
| 1       | D, J, L          | 一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)           |
| 2       | I, L             | ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない         |
| 3       | K                | 閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない         |
| 4       | A                | 洗浄水の排水時に使用する配管であり主流路としない                     |
| 5       | G                | デミスタ、凝縮器で発生した凝縮水ラインであり主流路としない                |
| 6       | A, B, C, E, F, G | ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない |
| 7       | G                | 非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない              |
| 8       | G                | 非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない        |
| 9       | H                | 分析試料採取配管であり主配管としない                           |
| 10      | J                | 移送機器用の真空系統であり主流路としない                         |
| 11      | L                | 崩壊熱除去評価対象外の貯槽への安全冷却水供給ラインであり主流路としない          |
| 12      | G                | かくはん空気による水素掃気バックアップラインであり主流路としない             |
| 13      | 個別               | Pu/HAW液保持に係らない分析設備のラインであり、主流路としない。           |
| 14      | 個別               | Pu/HAW液保持に係らない廃液、硝酸、溶媒等の移送ラインのため主流路としない。     |
| 15      | 個別               | 放射線レベル計測槽のラインは主流路と設定しない。                     |

\*：分類は別紙1-2-6 「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。







第1低レベル廃液処理系 (AB) ②-bの理由整理表

| EFD NO. | 別紙1-2-6 分類*      | ②-bの理由                                       |
|---------|------------------|--|
| 1       | D, J, L          | 一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)           |
| 2       | I, L             | ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない         |
| 3       | K                | 閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない         |
| 4       | A                | 洗浄水の排水時に使用する配管であり主流路としない                     |
| 5       | G                | デミスタ、凝縮器で発生した凝縮水ラインであり主流路としない                |
| 6       | A, B, C, E, F, G | ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない |
| 7       | G                | 非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない              |
| 8       | G                | 非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない        |
| 9       | H                | 分析試料採取配管であり主配管としない                           |
| 10      | J                | 移送機器用の真空系統であり主流路としない                         |
| 11      | L                | 崩壊熱除去評価対象外の貯槽への安全冷却水供給ラインであり主流路としない          |
| 12      | G                | かくはん空気による水素掃気バックアップラインであり主流路としない             |
| 13      | 個別               | Pu/HAW液保持に係らない分析設備のラインであり、主流路としない。           |
| 14      | 個別               | Pu/HAW液保持に係らない廃液、硝酸、溶媒等の移送ラインのため主流路としない。     |
| 15      | 個別               | 放射線レベル計測槽のラインは主流路と設定しない。                     |

\*: 分類は別紙1-2-6 「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。











共通09 別紙1-2-4-2-2-2  
第2低レベル廃液処理系 (AB) ②-bの理由整理表

| EFD NO. | 別紙1-2-6 分類*      | ②-bの理由                                       |
|---------|------------------|--|
| 1       | D, J, L          | 一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)           |
| 2       | I, L             | ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない         |
| 3       | K                | 閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない         |
| 4       | A                | 洗浄水の排水時に使用する配管であり主流路としない                     |
| 5       | G                | デミスタ、凝縮器で発生した凝縮水ラインであり主流路としない                |
| 6       | A, B, C, E, F, G | ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない |
| 7       | G                | 非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない              |
| 8       | G                | 非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない        |
| 9       | H                | 分析試料採取配管であり主配管としない                           |
| 10      | J                | 移送機器用の真空系統であり主流路としない                         |
| 11      | L                | 崩壊熱除去評価対象外の貯槽への安全冷却水供給ラインであり主流路としない          |
| 12      | G                | かくはん空気による水素掃気バックアップラインであり主流路としない             |
| 13      | 個別               | Pu/HAW液保持に係らない分析設備のラインであり、主流路としない。           |
| 14      | 個別               | Pu/HAW液保持に係らない廃液、硝酸、溶媒等の移送ラインのため主流路としない。     |
| 15      | 個別               | 放射線レベル計測槽のラインは主流路と設定しない。                     |

\*：分類は別紙1-2-6 「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。









